

14  
644



始



14  
644

法律學士 德光好文先生講述

# 商業概要

東京 嵩山堂發行

14-644

# 商業概要目次

緒言

總論

第一章 商の意義

第二章 商品

第三章 商の種類

第四章 商人

第五章 商法

第六章 商法の沿革

本論

第一編 商法總則

一  
六  
六  
五  
四  
四  
三  
三  
一

2. 1. 25

二

第一章 商法の淵源……………六

  第一節 商法……………七

  第二節 商慣習法……………七

  第三節 民法……………八

第二章 商法適用の範圍……………九

第三章 商人……………一〇

  第一節 商人の意義……………一〇

  第二節 商業自由……………一一

  第三節 商人能力……………一二

  第四節 小商人……………一四

第四章 商業登記……………一五

  第一節 登記すべき事項……………一六

  第二節 登記すべき時期……………一七

  第三節 登記の手續……………一七

第四章 登記の公示方法……………一八

第五章 登記の効力……………一九

第五章 商號……………二〇

  第一節 商號の意義……………二〇

  第二節 商號の選定……………二二

  第三節 商號の讓渡……………二四

  第四節 商號の登記……………二五

第六章 商標……………二六

第七章 商業帳簿……………二七

  第一節 商業帳簿の意義……………二八

  第二節 商業帳簿の作法及び記載……………二九

  第三節 商業帳簿の保存……………二九

  第四節 商業帳簿の種類……………三〇

  第一項 日記帳……………三〇

三

第二項	財產目錄	三二
第三項	貸借對照表	三三
第八章	商業使用人	三五
第一節	商業使用人の意義	三五
第二節	商業使用人の種類	三六
第一項	支配人	三七
第二項	番頭及び手代	三八
第三項	其の他の使用人	三九
第九章	代理商	三九
第二編	商行為	四三
第一章	總則	四三
第一節	商行為の意義	四三
第二節	商行為の種類	四四
第三節	商行為に關する特別規定	四六

各論	五六	
第二章	賣買	五六
第三章	交互計算	六〇
第四章	匿名組合	六四
第五章	仲立營業	七〇
第六章	問屋營業	七三
第七章	運送取扱營業	七七
第八章	運送營業	八〇
第一節	物品運送	八一
第二節	旅客運送	八五
第九章	寄託	八七
第一節	總則	八七
第一款	總論	八七

# 商業概要目次終

第二款 客の來集を目的する場屋に於ける寄託	八八
第二節 倉庫營業	八九
第十章 保險	九二
第一節 總論	九二
第二節 各論	一〇五
第三編 手形法	一〇七
緒論	一〇七
第一章 總則	一一六
第二章 爲替手形	一二四
第三章 約束手形	一四四
第四章 小切手	一四五
第四編 會社	一四六
第五編 海商法	一五八

1927年  
4月

# 商業概要

法律學士 德光好文述

緒言

緒言

我國王政復古以來歳を閲すること僅かに三十有八年なるに銳意歐米先進國の文物を輸入し郵便に電信に鐵道に船舶に交通機關の完備したるより商業は一瀛千里の勢を以て進歩し商取引をなすの區域は地方的より一躍して世界的となり殆んど昔日の觀はないのである。従つて商業學の研究は一日も忽にすることはできないのである。

予輩は淺學自ら揣らず敢て茲に其の概要を述べて諸子研究の資に供しようと思ふのである幸ひに諸子が是れによつて其一端を知ることを得られたならば予輩の望は達するのである。

總論

## 第一章 商の意義

商とは何ぞや俗に云へば「アキナヒ」であつて極めて平易簡明の如くであるけれども古來學者間に議論の絶へないところである。

或は曰く商は商品を某場所より他の場所に移轉するものを謂ふと或は曰く商は營利的行爲たる

● 商業概要

商の意義  
何ぞや

ことを要すと或は曰く商は營業として爲さるゝことを要すと或は曰く商は貨物の形を變せずして之れを轉換する場合のみを謂ふと曰く何曰く何殆んど數ふるに違ないほどである然しながら予輩思ふに此等の定義は商の一部は是れによつて知ることを得るけれども商の定義としては未だ不完全たることを免れないと信するのである

人若し予輩に是れが定義を求むるならば左の如く述べようと思ふ即ち

商とは貨物の轉換の媒介を目的とする行爲なり

と猶ほ詳しく曰へば生産者と消費者との中間に立つて其間に於ける貨物の轉換の媒介をなす行爲を云ふのである

故に太古賸味の時代にあつては水草を逐ふて諸方に轉帳し己れの欲するところ或は山に入り或は海に入り以て衣以て食して居たのであるから所謂商なる觀念はなかつたのである。後漸く進歩し貨幣なるものができるに至つて茲に商なるものの必要を生じたるのである。貨幣は交換の具である従つて生産者と消費者との中間に立つて能く交換の働きをなすものである故に商なる觀念中には常に貨幣なる觀念を包むのである併し貨幣を論ずるは本講の目的でないから略す

以上商の意義を説明した

## 第二章 商品

商とは前章既に述ぶる通りである然らば商品とは商の目的たる貨物を云ふことは當然である詳しく云へば生産者と消費者との中間に立つて轉換の媒介をなさるゝ物即ち貨物を云ふのである

## 第三章 商の種類

商は種々に分類することができる

今其一二を示さう

### 第一 固有の意義に於ける商、補助的の商

直接に貨物の轉換を目的とする行爲を固有の意義に於ける商と云ひ之れを補助するものを補助的の商と云ふのである

### 第二 大商、小商

大商とは俗間に唱ふる卸賣なるものを云ふのであつて主として貨物を直接に生産者より小商に供給するものである此れを大商と云ふ所以は普通營業の規模大であつて且つ取引の範圍が廣いからである

小商とは所謂小賣なるものを云ふのであつて主として貨物を直接に消費者に供給するものである小商と云ふ所以は大商に反し營業の規模小さい且つ取引の範圍が狭いからである

第三 陸商、海商

陸商とは湖川港灣又は陸上に於てする商を云ひ  
海商とは海上に於てする商を云ふのである

第四 自己のためにする商、他人のためにする商

問屋運送以扱人の如く他人の計算を以てするものを他人のためにする商と云ひ  
自己の計算を以て商を爲すものを自己のためにする商と云ふのである  
茲に自己の計算と云ひ又た他人の計算と云ふのは商を行つた結果として損益があるとき其  
損益が自己に歸するときは自己の計算と云ひ他人に歸するときは他人の計算と云ふのである

第五、輸入商、輸出商

第六、國內商、國外商

第五第六は別に説明を要しなす

第四章 商人

商人とは自己の名を以て商行爲を爲すを業とするものを云ふのである本論に至り詳説せん

第五章 商法

商法には廣狹二義がある即ち廣い意味に於ては商に關する總ての法規を云ふものであつて商私法

商人

商法

商公法商國際法の三つを含む従つて保險業法銀行條例質屋取締法古物商取締法火藥取締規則商刑  
法商訴訟法等皆な商法と云ふことができるのである  
狭い意味に於ける商法とは所謂商私法を云ふのであつて即ち我が商法法典を指すのである  
予輩が説明せんとする商法は此の狭い意味に於ける商法である

第六章 商法の沿革

吾國に於ては明治二十三年に發布せられた舊商法の外は多少商に關する慣習等はあつたけれども  
未だ商法典なるものは存在しないのである従つて我國に於ては商法の沿革として見るべきものは  
殆んどないと云つてもよいのである  
予は少しく外國に於ける商法の沿革を述べよう、思ふに外國商法は吾國商法の淵源をなすもので  
あるから外國商法の沿革は間接に吾國商法の沿革として見るべきであらう  
羅馬に於ては大に商業發達し従つて一般私法中に商に關する規定が少なくはなかつた即ち例へば  
契約自由の原則より賣買組合請負雇傭の如きは繁雜なる形式を必要としなさいこととし或は自己の  
營業を指揮するため或人を選任したときは其選任者の行爲に對して責任を負ふものとし我國に所  
謂商業上代理人なるものの制度を認め或は船舶所有者は其船長を選任したるときは船長の行爲に  
對して責任を負ふものとなし或は特別に定まつた物の寄託者は其の寄託の目的たる物の滅失若し



くは毀損によつて重大なる責任を負ふべき寄托に關する原則を認めたる等商業に關する幾多の良制度を認められた、併しながらまだ特立したる商法典なるものはなかつたのである。夫れより下つて中世に迫りて商業益々發達し到底一般私法の規定のみでは満足することができなくなり茲に商人團體なるものを組織し團體自ら法規を定めて居た故に此の時代に於ては商法は商人のみに適用されて居たのである。初めて一般に特立した商法典を發布したものは佛國であつて并は實に路易第十四世の御宇であつた而して此の佛國に於ける商法典は各國の採用するところとなり商業の發達法理の進歩は遂に今日之の如く完備した商法典を見るに至らしめたのである。

本論

第一編 商法總則

第一章 商法の淵源

商法の淵源とは商事に關して適用せらるべき私法の淵源を云ふのである。

我商法は其の第一條に

商事に關し本法に規定なきものは商慣習法を適用し商慣習法なきときは民法を適用すと規定して居る故に商法の淵源は

商法の淵源

(一) 商法

(二) 商慣習法

(三) 民法

の三つである以下節を分つて説明しよう

第一節 商法

商法とは民法に對する特別私法を云ふのであつて明治三十二年三月法律第四十八號を以て發布せられた現行商法を云ふのである。

此の商法は特別法であつて特別法は普通法に勝つるの原則により民法に先ち又た成文法たるが故に商慣習法に先つて適用せらるゝのである。

第二節 商慣習法

商慣習法は商法に次ぎ民法に先つて適用せらるゝ法規である而して商慣習法は商業社會に於ける實際の必要に基き發生したものであつて商業の狀態に伴つて變遷するものである。

商慣習法は法律なるや否若し法律なりとせば何時より法律たる効力を生ずるものなるや是れ實に學者の頭腦を苦ましむる問題であつて未だ其説の一定しないところである。

併しながら我商法は既に「本法に規定なきものは商慣習法を適用し」云々と規定せるを以て商慣習

商法

商慣習法

法の法律たるや解釋上疑なきところである

然らば何時より法律たる効力を生ずるものなるや換言すれば商慣習法たるの條件如何と云ふに予輩は法例第二條により容易に之れを知ることができらうと思ふ即ち

(一) 公の秩序、又は善良の風俗に反せざること

(二) 法令の規定に依りて認めたるもの及び法令に規定なき事項に關すること  
是れである

而して其所謂法令とは現在及び將來の法令を併せて云ふものであつて後日發布せられた命令に依つて商慣習法は廢止變更せらるゝものである

「附言」茲に注意すべきは商慣習法と慣習との區別である、慣習は單に風習であつて一ヶの事實に過ぎない従つて法律たる効力を有しないものである

### 第二節 民法

民法は一般法として特別法なるところの商法及び商慣習法に規定のない場合に於て適用せらるゝものである

茲に民法と云ふは民法典を指して居るようであるけれども民法典以外の民事法が商事に關して全く適用がないと云ふ結論は生じないから民法典以外の民事法と雖も全しく商法又は商慣習法に別

段の規定がない以上は商事に適用せらるべきものである  
蓋し民法は一般私法の原則であるからである

### 第二章 商法適用の範圍

#### 第一 時に關する商法適用の範圍

商法施行前に生じた事項に付いては商法に別段の定めある場合を除く外舊法の規定を適用せらるるのである

#### 第二 物に關する商法適用の範圍

商法は商事に適用せらるゝものである商事とは商に關する事項を云ふのである

#### 第三 處に關する商法適用の範圍

法律の及ぶ範圍と同一である

#### 第四 人に關する商法適用の範圍

商法は商人に限つて適用せらるゝようであるが必しも然らず商法は第三條に於て規定して曰く

當事者の一方のために商行爲たる行爲に付いては本法の規定を雙方に適用す

と即ち當事者一方のために商行爲たる行爲に付ては相手方の商行爲にあらずとも又た商人

にあらずとも双方に商法の規定は適用せらるゝのである  
商行為の何たることは第三編に於て説明するが一言にして云へば商事に關する法律行為が  
ある

### 第三章 商人

#### 第一節 商人の意義

商業の主體を商人と云ひ民法上獨立して義務を負ふことを得るものは盡く商人たることを得るものである

商法の規定を移せば直ちに商人の定義とすることができると曰く

商人とは自己の名を以て商行為を爲すを業とするものを云ふ

と此の定義によれば左の二要素を必要とする

##### (一) 商行為

商行為とは商事に關する法律行為であることは第三編に説明する

##### (二) 商行為を營業としなければならぬ

茲に營業とは自己の名を以て、業とすることを云ふのである

猶ほ之れを詳言すれば自己の名を以てとは自己が實際商事に従事すると否とを問はず自己

商人の意  
義

の名義を以て商行為を業となせばよいのである

營業とは外國學者が云ふ如く所得の通常の根源とするの目的を以て同種にして連続せる一團の私法的行為を爲すを謂ふと云ふのを最も正確且つ妥當と信する。通俗に云へば商行為をなすによつて生活資料を得るものであると云ふ外はあるまい

#### 第二節 商業自由

商業自由なる言葉は商法學者の「テール」と云ふ人が言つたのである

抑も人は各々其の好むところに従ひ工業を爲すも自由である農業をなすも自由である商業をなすも自由である而して如何なる商業をもなすことができるのである

殊に商業は國富の消長にも影響を及ぼすものであるから一國政策上より論ずれば大に奨励すべきものであらうと思ふ

併しながら國家は又た其必要上より多少の制限を加へることができる

今試に其二三を上よう

- イ、判事、行政裁判所長官同評定官は在職中は商業を營むことはできな
- ロ、官吏又は其家族は本屬長官の許可を得なければ商業を營むことはできな
- ハ、辯護士は辯護士會の許可を得なければ商業を營むことはできない

商業自由

- ニ、銀行、保険、電氣の營業をなさんとせば當該官廳の認可を得なければならぬ
- ホ、信書の運送、葉煙草、鹽、の如きは政府に於て之れをなす
- ヘ、風俗を害する物品は販賣することを得ない

### 第三節 商人能力

商人能力

法律行為を爲すことを得るものは商人たる能力を有するものである而して如何なるものが法律行為を爲す能力を有するやは一般私法たる民法の規定するところである

予は今商法に於て特別に規定してあるところを述よう

第一、未成年者又は禁治産者の後見人は其被後見人に代つて商業を營むことができる

此の場合に於ては

- 一、親族會の同意を得なければならぬ若し親族會が同意の決議を爲すことができないときは裁判所に請求し裁判を以て之れに代へることができる
- ニ、登記を爲さなければならぬ

此れは後見人が被後見人に代つて商業を營むところの權限及び能力を有することを公示し以て取引の安全を得せしむるのである

第二、後見人が被後見人に代つて商業を營む場合に於て其代理權に如何なる制限を加へても其の

制限は善意の第三者に對抗することはできないのである

蓋しこは商業の敏活迅速に行はれんことを欲し善意の第三者を保護して後見人に第三者との取引を安全ならしめたものである

第三、未成年者又は妻は一定の條件を経れば商業を營むことができるのであるこは民法の規定するところであつて一定の條件とは未成年者は親權を行ふところの父又は母の許可を得妻は夫の同意を得ることを云ふのである

而して此等の許可又は同意を得たときは自由に商業を營むことができる即ち其商業に關しては獨立人と同一の能力を有するものである併しながら商法は第三者の保護と商業上の便益を圖つて登記をなすことを必要とした

第四、會社の無限責任社員と爲ることを許された未成年者又は妻は其會社の業務に關しては之れを能力者と見做すのである

本節を終るに臨み一言公法人のことに附いて説明をしよう

公法人とは國家及び國家の政務を行ふところの國家の機關を云ふことは諸子の既に知らるゝところであらう

而して此等の國家及び其の機關は商人たることを得るや、多くの學者は商人たることを得るもの

と説明して居る

本法は規定して曰く

公法人の商行為に付いては法令に別段の定めなきときに限り本法の規定を適用す

と即ち公法人も又た商行為を爲すことを得商人たることを得るものである

只法律命令に別段の規定あるときは其規定に従ふべきものである

例へば政府が鐵道事業を營むときは政府は國家なる公法人の資格に於て商行為を營むもので

あつて鐵道條例に別段の規定あれば格別然らざれば其商行為に付き商法の規定を適用するの

である

要するに公法人も又た商人たることを得るものである

#### 第四節 小商人

小商人とは其規模少いさく又た取引の範圍頗る狭いものである即ち商法に所謂

一、戸々に付き又は道路に於て物を賣買するもの

二、其他小商人

を云ふのである

然るに三十二年勅令第二百七十一號によれば

小商人

商行為を爲すを業とするも資本金額五百圓に満たざるものは之れを小商人と爲す

と規定し必ずしも戸々に就かざるも又た道路に於て物を賣買せざるも資本金五百圓未満のもの

でさへあれば小商人であると規定して居る

故に小商人の範圍は勅令の規定によつて非常に廣くなつたのである

而して此等の小商人に付いては別に商業登記を爲し商號を設け或は商業帳簿を備付けなくても

よいのである

#### 第四章 商業登記

商人が商業を營むのは個々に付き又は一人一人に對してなすものではなくして廣く一般に對

して爲すものである

斯くの如く商人の商業は其性質極めて一般的のものであるから保護の必要上之れを公示し以

て廣く一般に知らしめなければならぬ此の公示の方法を商業登記と云ふのである

併しながら商業は敏活迅速を尙び時に之れを公示することのできない場合がある此の場合に

は元より商業登記をなさなくてもよいので其の如何なる場合であるかは漸次説明するに従つ

て知ることができよう

商業登記の意義夫れ斯の如し而して之れが登記をなさんには特に帳簿を備なければならぬ

商業登記

此の帳簿を商業登記簿と云ふのである  
以下節を別つて詳説しよう

### 第一節 登記すべき事項

登記すべき事項には二種ある

(一) 絶對的登記事項

是れは必ず登記しなければならぬ事項である

(二) 相對的登記事項

之れは必ず登記しなければならぬものでなくて單に商記することを得るに過ぎないものである

商號の登記の如きは後者であつて普通登記すべき事項は前者である

而して此等登記事項の詳細は各法文に規定してあるが故に諸子は法文に就て参照せられたい  
只だ茲に一言しなければならぬのは左の二事項である

(一) 本店の所在地で登記すべき事項は支店の所在地に於ても亦た之れを登記しなければならぬ  
但し例外あり(支配人の選任及び其代理權の消滅に關する登記は之れを置きたる本店又

登記すべき事項

は支店に於て登記すればよい)  
(二) 登記した事項に變更を生じ又は其事項が消滅したときは當事者は遲滯なく其の變更又は消滅の登記をしなければならぬ

### 第二節 登記すべき時期

登記すべき時期に付いては普通何等の定めはないのである

併しながら會社に關する規定には之れが規定を設け事實の生じたるとき又は其の通知の到達したときから起算し二週間内に登記をなさなければならぬと規定してある

其他遲滯なく登記をしなければならぬ場合もある之れ等は以下其條項のあるに従つて説明しよう

### 第三節 登記の手續

登記は破産の場合を除く外當事者の請求によつて之れを爲すのが本則である

而して此の請求あつたときは其營業所の裁判所に備へ付けてある商業登記簿に之れを登記するのである

其裁判所を登記所と云ふ登記は亦た裁判所の出張所に於ても之れを取扱ふのである  
登記所にあつて登記をなすべき官吏を登記官吏と云ふ

登記すべき時期

登記の手續

登記の公  
示方法

#### 第四節 登記の公示方法

登記は前にも説明する如く廣く一般に知らしむる方法である

故に各人に對し登記簿の閲覧、謄本、抄本を請求する権利を認めなければならない

又た登記した事項は裁判所に於て遲滞なく之れを公告しなければならぬ

今左に公示方法に關する規定を上げよう

(一) 登記簿の閲覧は廣く公衆に之れを許すけれども登記簿の附屬書類の閲覧は利害の關係を  
疏明した申請者に限つて之れを許す

(二) 謄本抄本の交付に付ては利害の關係を疏明することを要しないけれども其の交附を請求  
するには手数料を納付することを要し郵送料を納付するときは郵送を請求することができ  
る

(三) 登記所は申請により登記事項に變更なきこと又は或事項の登記なきことの証明をなすべ  
きものである

其の申請に付ても利害關係を疏明することを要しないけれども原則として手数料を納付す  
ることを要するものである

(四) 登記した事項の公告は官報及び新聞紙に少なくとも一回之れをなすことを要し公告は之

力登記の効

登記の効力如何我が商法は規定して曰く

登記すべき事項は登記及び公告の後にあらざれば之れを以て善意の第三者に對抗すること  
を得ず

登記及び公告の後と雖も第三者が正當の事由に因りて之れを知らざるとき亦た同じ  
と今之れを分つて説明しよう

#### 第五節 登記の効力

れを掲載した最終の官報及び新聞紙發行の翌日之れをなしたものと看做されるのである  
區裁判所は毎年十二月翌年公告を掲載せしむべき新聞紙を定め官報及び新聞紙を以て之れ  
を公告するのである  
而して其新聞紙が休刊又は廢刊したときは他の新聞紙を選定し同一方法によつて之れを公  
告すべきものである

又た管轄内に於て公告を爲すに適當な新聞紙がないときは登記所及び管轄内の市町村役場  
の掲示場に掲示するのである

(五) 登記した事項と之れを公告した事項と抵觸した場合には如何にするか我が商法は此場合  
に登記を以て効力ありとした

(一)登記すべき事項は之れを登記し及び公告したる後にあらざれば善意の第三者に對抗することを得ない

故に登記又は公告の前後に於ても悪意の第三者には對抗することができるのである

(二)登記及び公告の後に於ては登記すべき事項を以て第三者に對抗することができる但し第三者が正當の事由によつて之れを知らなかつたときは此の限りでない

尙ほ登記は特別の場合に於て特種の効力を生ずる即ち會社設立の登記が開業の準備、株券の發行株式讓渡に及ぼす効力會社合併の登記が記名株の讓渡に及ぼす効力等は是れである

猶ほ説明すべきことは登記せられた事項の真正であると云ふ推定を生ずべきこと是れである此點に就いては獨逸學者間に於ては議論一定しないところであるが我が現行法の解釋としては疑なからうと信するのである

### 第五章 商號

#### 第一節 商號の意義

商號の意

商號とは商人が營業上自己を指示する爲めに用ふる名稱である

故に

第一商號は商人の名稱である

彼の三河屋とか尾張屋とか云つて古來商號を用ひてゐたのである

此の商號は商人でなければ用ふることはできない

第二商號は商人の營業上の名稱である

故に營業上の名稱でない氏名雅號字名等は商號ではない(例へば一六居士、紅葉山人の如き)

而して營業上に用ふるとは之れを用ひて營業に關する法律行爲を爲すべきことを云ふのである

第三商號は商人が自己を指示するために用ふる名稱である

故に商品に附したる名稱とは異なるのである

第四商號は名稱である

故に名稱でない記號圖形の如きは商號でない

第五商號は色々に區別することができる

イ、一個人の商號 法人の商號

ロ、原始的商號 繼受的商號

ハ、自然的商號 不自然的商號



### 第二節 商號の選定

商號の選定

商號は如何なる名稱を用ふるも自由である河内屋と云ひ大同商行と云ひ紅葉館と云ふも各人の自由である

併しながら左の場合に於ては商號の自由の原則は制限を受くるものである

イ、公益上の理由

ロ、登記せられたる商號を保護する理由

此の制限は所謂三つの原則によりて説明することができる

#### 第一商號眞實の原則

商號眞實の原則とは商號が其の營業の實際と名實相適ふべきことを謂ふ

我商法は此の原則を採用しないで名實相適はないでも可なるが如く規定して居る即ち

商人は其氏、氏名、其他の名稱を以て商號と爲すことを得

と即ち商號自由の主義を採つて居る

併し此れには二つの例外がある

イ、會社でなくして商號中に會社たることを示すべき文字を用ゐることを得ない

若し之れに違反したときは制裁がある

茲に會社たることを示すべき文字とは必しも何々會社と稱へずとも會社に擬らばしき例へば何々商會と云ふ如きも勿論包含するものであらう

ロ、會社の商號中には其種類に従ひ合名會社、合資會社、株式會社、又は株式合資會社なる文字を用ゆることを必要とする

#### 第二商號排他の原則

自己の商號と同一又は類似の商號を排斥することを云ふのである

我が商法は左の二つの場合に於て此の原則を認めて居る

イ、他人が登記した商號は同市町村内に於て同一の營業のため之れを登記することを得ない

イ

ロ、商號の登記を爲したるものは不正の競争の目的を以て同一又は類似の商號を使用する

ものに對して其使用を止むべきことを請求することができる

而して同市町村内で同一の營業のために他人の登記した商號を使用するものは不正の競争の目的を以て之れを使用するものと推定せられるのである

#### 第三商號單一の原則

同一の營業のために用ひらるゝところの商號が單一なることを云ふのである

同一の營業に付き同一の營業所に二ヶ以上の商號を用ふるのは第三者を欺く恐れがあるから明文はないけれども條理上之れを許さないものと解するのが正當であらう

### 第三節 商號の讓渡

商號は之れを専用することができ、既に専用權があるとしたならば一種の財産權であることは疑はなし

凡る財産權は讓渡することを得るを原則とする従つて財産權の一種たる商號も又た之れを讓渡することができるのは當然の結果である

而して商號の讓渡は當事者間に於ては單に意思表示のみで効力があるけれども第三者に對抗するには登記をなさなければならぬ

商記讓渡の自由は以上述べた通りである併しながら財産權の讓渡に制限がある如く又た多少の制限がある

(一) 一個の商人は會社の商號を讓受けたときでも會社の商號を使用することは法律の禁ずるところである

(二) 會社の商號中には其種類に従つて合名會社、合資會社、株式會社又は株式合資會社の如き文字を用ふべきものであるから一個人又は異なつた種類の會社の商號を讓受けても之れを續

用することはできない

商號は營業と分離して讓渡することを得るや商法の規定によれば營業と共に又は營業のみを讓渡することを得として居る

即ち第二十二條は

商號と共に營業を讓渡したる場合に於て當事者が別段の意思を表示せざりしときは讓渡人は同市町村内に於て二十年間同一の營業を爲すことを得ず

讓渡人が同一の營業を爲さざる特約を爲したるときは其特約は同府縣内且つ三十年を超へざる範圍内に於てのみ其の効力を有す

讓渡人は前二項の規定に拘はらず不正の競争の目的を以て同一の營業を爲すことを得ず

と又た第二十三條は規定して曰く

前條の規定は營業のみを讓渡したる場合に之を準用す

と、以て知ることを得べし

### 第四節 商號の登記

商號は登記によりて一種の財産權となるものである是れを商號權と云ふ

商號權は自己一人之れを使用することができ、之れを商號專用權と云ふ

而して此の商號の登記は各人の自由であつて若し之れを登記しなければ商號專用權を得ないのである

商號を一旦登記したるものが其商號を廢止し又は之れを變更したる場合に於て其廢止又は變更の登記を爲さないときは利害關係人は其登記の抹消を裁判所に請求することができるのである  
此の場合に於て裁判所は登記をなしたるものに對し相當の期間を定め異議があれば其期間内之れを申立つべき旨を催告し若し其期間内に異議の申立がないときは直ちに其登記を抹消しなければならぬ

蓋し之れは第三者を保護するの理由に出でたものである

### 第六章 商標

商標とは營業者が自己の製造又は販賣に係る商品を表彰するがために用ふる文字、圖形又は記號と云ふのである

第一商標は文字、圖形、又は記號を以てするものであつて其選定は營業者の自由であるけれども法律は多少の制限を設けて居る

即ち

イ、菊花御紋章、國旗、軍旗、勳章、又は外國の國旗と同一若しくは類似のもの

ロ、公の秩序又は風俗を紊り若しくは世人を欺瞞する恐れあるもの

ハ、商品の普通の名稱、

ニ、其他産地を表彰するもの

ホ、普通に使用せらるゝ氏名商號會社名若しくは組合を普通の書体により記載するもの

此等のものは商標の登録を受けることができない

第二 商標を専ら使用し他の同一若しくは類似の商標を排斥せんと欲するものは之れを登録しなければならぬ

第三、商標專用權の効力は全國に及ぶ

第四、商標專用權は原簿登録の日から起算して二十年間効力があるものである

第五、商標は商號と異なり營業を分離して譲渡することはできないのである

### 第七章 商業帳簿

商業帳簿に就いては外國法律の主義同一である

#### 第一 佛國の主義

最も嚴格であつて三種の帳簿を必要とし且つ官廳をして之れを監督せしむるのである

● 商業概要

第二 英國の主義

最も寛であつて特に商業帳簿に就いての規定がない

第三、獨逸の主義

佛英二主義の中間を採り特に強制的に帳簿を必要としなす只だ商人の財産の状況を明にするを以て足れりとして居る

我が商法は稍々此の第三の主義に傾いて居る

第一節 商業帳簿の意義

商業帳簿とは何ぞや曰く

商業帳簿とは商人が其の營業の狀態及び財産の景況を明かにするために法律上の義務として作成する帳簿であつて法定の事項を記載するものを謂ふのである

第一、商人でないものが作成する帳簿は實質上商業帳簿と類似するけれども商號帳簿と云ふことはできないのである

猶ほ商業帳簿に關する規定は小商人に適用しないから小商人の作成する帳簿も亦た商業帳簿ではないのである

第二、商人が法律の命ずる所により作成する帳簿以外の帳簿は縱令其營業に關するものであつても商業帳簿と云ふことはできない

(注意)

大審院は反對の説を採つて居る

第三、商業帳簿には法定の事項を記載すべきものである

法定の事項とは如何なるものなるかは後に説明する考へであるが之れを概言すれば商人の營業上の狀態及び財産の状況を明にするため必要なものであつて必ずしも商人の營業に關する事項のみではない

第二節 商業帳簿の作成及び記載

我が商法は商業帳簿の作成及び記載に付ては何等の方式をも規定しない唯だ日記帳の記載に付て整然且つ明瞭に記載すべきことを命ずるのみである而して日記帳の記載に付てのみ規定して其他の帳簿に付ては規定していないから従つて整然且つ明瞭に記載しなくても可なるが如しであるが此れは日記帳は疑はしひから特に規定したので其他の帳簿は當然整然且つ明瞭に記載すべきものであるから之れが規定を畧したのである

第三節 商業帳簿の保存

● 商業概要

商人は十年間其の商業帳簿を保存しなければならない而して此の期間は其帳簿閉鎖のときから起算するのである

蓋し商人に此の義務を負はしめたのは商法が商業帳簿作成に關して義務を負はしめた當然の結果である

併しながら永久其義務を商人に負はしめるのは酷に失するから之れを十年としたのである

猶ほ此義務は商業帳簿のみでなく其の營業に關する信書をも保存せしむるのである

而して此の保存の義務を負ふものは其商人及び相續人である會社解散の場合に付いては別に規定がある

### 第四節 商業帳簿の種類

商業帳簿を別つて左の三とする

- (一) 日記帳
- (二) 財産目録
- (三) 貸借対照表

以下項を別つて説明せん

### 第一項 日記帳

商業帳簿の種類

日記帳

日記帳は日々の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を記載すべきものである

我商法は單に帳簿を備へて規定して居るから法律上必しも日記帳と云ふ名稱を附せなくてもよ

各人の随意で或は大福帳と命名するも或は覺帳と命名するも毫も差闕はないのである

予輩が茲に日記帳と云つたのは普通の名稱によつたのである

日記帳に記載すべき事項は

- イ、商取引
- ロ、普通法律行為
- ハ、不法行為
- ニ、家事費用

此費用は日々記載するは到底繁に堪へないから其月額を記載すればよい

ホ、小賣の取引

日々の總額を記載せば足れり

尤も現金賣と掛賣とは其關係を異にするから別々に記載しなければならぬ

ヘ、其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項

### 第二項 財産目録

● 商業概要

財産目録

財産目録とは動産不動産債権債務其他の財産の總目録であつて商人の財産の状況を明示するを以て目的とするのである

殊に會社にあつては之れを以て利益配當の計算の基礎とするのである

第一 記入すべき事項

財産目録に記入すべき事項は單に營業のために供用せらるゝ財産のみでなく商人の私有財産の總体を記入すべきものである

又た例令營業上の財産と其他の私有財産とを明に區別した場合でも其何れをも記載しなければならぬ

即ち

- イ、動産
- ロ、不動産
- ハ、債権
- ニ、債務
- ホ、其他各種の財産

である

得意營業上の秘訣商號専用權商標權等の如き若し其價格を知ることができたならば之れ又た記載すべきものである

第二、財産目録調製の時期

一個の商人と會社とにより異なる

イ、一個の商人にあつては開業のとき及び毎年一回一定の時期に於て之れを調製すべきものである

ロ、會社にあつて設立登記のとき及び毎年一回一定の時期若し年二回以上の利益の配當を爲すときは毎配當期に之れを作成しなければならぬ

第三、財産目録の調製及び記載の方式

商法には規定がないけれども整然且つ明瞭に記載すべく又た財産目録には動産不動産・債権其他の財産に其の目録調製のときに於ける價格を附せなければならぬ  
而して調製した財産目録は特に設けた帳簿に之れを記載することを必要とする

第三項 貸借對照表

貸借對照表とは貸方借方の欄に別ち商人の現に有する財産と其有せなければならぬ金額とを對照して財産の状況を一目瞭然たらしむることを目的とする表を謂ふのである簡單に言へば貸借對照

表とは財産目録の計算上の要領を示す摘要である

茲に貸方と云ふのは商人が現に有する財産例へば不動産、貸附、預金、現金の如きものを云ひ

借方とは負債、資本金、準備金、利益金の如き消極的財産を謂ふのである

今試に其の株式を示さう

貸借対照表

貸方の部	
不動産	時價
動産	同
有價証券	同
貸附	同
預金	同
現金	同
借方の部	合計金
負債	時價
資本金	金額

準備金	同
別途積立金	同
利益	同
準備金	同
配當金	同
賞與金	同
後期へ繰越金	同
合計金	

貸借対照表調製の時期之れを特別の帳簿に記載すべきことは財産目録と同一である

第八章 商業使用人

商人は其營業上の事務を處理するに當つてや自己一人の手を以て萬般の取引をなし遂げんこ

とは極めて難事である於茲商業使用人なるものの必要を生ずる

今各種の商業使用人に付き説明するに先ち商業使用人とは如何なるものなるやを述よう

第一節 商業使用人の意義

商業使用人とは商人と雇備關係に立ち商業上の勞務に服するものと云ふのである

故に

第一 商人に雇はれたものでなくてはならない。

故に縦分番頭支配人、又は手代等の名があつても商人に雇はれないものであれば商業使用人と云ふことを得ない

第二、商人に對し其の商業上の勞務に服するものでなくてはならない  
故に彼の僱婢の如きは商業使用人ではない

第三、猶ほ商業使用人は商人に對し隸屬するものでなくてはならない  
故に彼の代理商の如きは商業使用人ではない

### 第二節 商業使用人の種類

商業使用人は代理權の方面より區別すれば一は代理權を有するものであつて他は然らざるものである

我商法は其名稱によつて區別してある即ち

- (一) 支配人
- (二) 番頭
- (三) 手代

(四) 其他の使用人

の四つである

### 第一項 支配人

第一 支配人の意義

夫れ社會の進運は交通の便と共に商業の隆盛に向ふは云ふまでもなく今や内外日を逐ふて其錯綜を極むるに至つた此時に當てや單獨馳奔し能く其衝に當らんことは到底望むことばできないのである於茲乎所謂支配人なるものの必要を認めた

此の支配人は商業使用人の一種であることは特に説明するまでもないことであらう  
而して此の支配人は法律に於て定められた代理權を有するものであつて其選任及び解任は登記することを要するものである

支配人の選任及び解任は主人がなすべきものである

第二、支配人の權限

イ、支配人は主人に代つて其營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲をなす權限を有するものである此の權限を法定範圍の代理權と云ふ

ロ、支配人の法定範圍の代理權に加へた制限は之れを以て善意の第三者に對抗することは



できないのである

茲に法定範圍の代理權に加へた制限と云ふのは營業上の特定事項に限り代理權あるものと定め或は代理權に條件を附するか又は期限を附したるが如きものを云ふのである

### 第三、支配人の義務

支配人の代理權は既に述べたが如く頗る廣汎であつて従つて其職務も又た重大なるものである故に支配人は主人の營業のために全力を擧げて盡さなければならぬ其結果として法律は左の規定を設けた

支配人は主人の許諾あるにあらざれば自己又は第三者のために商行為をなし又は會社の無限責任社員となることを得ず

と然るに若し支配人は之れに違反したときは如何にするか商法は主人は之れを以て自己のために爲したるものと看做すと規定した

### 第二項 番頭及び手代

番頭も手代も我商法は同一に見たのであつて此等のものは或る種類の事項、又は特定の事項の委任を受けたものを云ふのである

従つて番頭、手代は支配人と同じく商業使用人の一種であるけれども其代理權の範圍は支配人

より狭ひのである

然れども其委任せられた範圍内に於ては一切の行為をなす權限を有するものである、尤も主人より之れを制限することができる

### 第三項 其他の使用人

支配人番頭又は手代は主人に代つて法律行為を爲すものである茲に所謂其他の使用人は支配人番頭又は手代でなく従つて又た法律行為をなす權限を有せざるものを云ふのである

俗間に所謂若き者又は小僧と稱するものは即ち是れであつて帳簿に記入をなし或は商人の荷造商品品の送達集配をなすが如きものを云ふのである

即ち單に事實上の勞務を提供するに過ぎないものである

### 第九章 代理商

代理商は一定の商人のために其營業の部類に屬する商行為の代理若しくは媒介をなすものである故に仲立問屋運送取扱等と同一に之れを論ずることを得ない

而して之れを其の獨立の商人たる點から觀察すれば使用人と異なるものであるけれども寧ろ其性質は大に使用人に類似するところがある

此の故を以て本法は商業使用人の規定の後に規定したのである

第一 代理商の意義

代理商とは使用人ではなくして一定の商人のために平常其の營業の部類に屬する商行為の代理又は媒介を爲すものを謂ふのである

イ、代理商は營業使用人ではない

代理商は獨立の營業補助人であつて本人と代理商との間に通常雇傭契約の關係なきものを謂ふのである

ロ、代理商は一定の商人のために平常其の營業の部類に屬する商行為の代理又は媒介となすものである

故に

(一)一定の商人のためにしなければいけない

(二)臨時に爲すものは代理商ではない

要するに代理商は一定の商人の營業機關である

第二、代理商の義務

イ、代理商は商行為の代理又は媒介を爲したるときは遲滞なく本人に對して其通知を發しなければならぬ

代理商の  
権限

第三、代理商の權利

ロ、代理商は本人の許諾あるに非ざれば自己又は第三者のために本人の營業の部類に屬する商行為を爲し又は同種の營業を目的とする會社の無限責任社員となることを得ない

イ、代理商は本人に對して報酬を請求することができる

ロ、代理商は本人の商行為の代理又は媒介をなしたるときは其支拂ひたる費用の償還其負擔したる債務の辨濟及び被りたる損害の賠償を請求することができる

ハ、代理商は商行為の代理又は媒介を爲したるに因つて生じたる債權に付き本人のために占有する物を留置することができる尤も別段の意思表示をしたときは此の限りでない

第四、代理商の權限

代理商の權限は之れと本人との間に成立する委任契約の定むるところであつて又代理及び委任に關する一般の規定によるべきものである

唯商法は取引上の不便を救済するために代理商の權限に關して一の特別規定を設けた第三十九條即ち是れである

同條に曰く

物品販賣の委託を受けた代理商は賣買の目的物の瑕疵又は其數量の不足其他賣買の履行

代理商の  
義務

に關する通知を受ける権限を有す

と民法の規定によれば此場合に於ては其履行に付いて何等の通知を受ける権限を有しない併しながら之れは頻繁な取引の不便を來すから商法は民法と異なつた規定を設け以て商業上の便利を謀つたのである

代理商の終住

第五、代理商の終任

イ、代理商と本人との契約に期間の定めがある場合には其期間の満了

ロ、契約に條件を附したる場合には其條件の成就

ハ、當事者双方の合意に依る解約

ニ、本人又は代理商の破産

ホ、代理商の死亡

ヘ、禁治産宣言

ト、本人の商業廢止又は營業の讓渡

チ、當事者が契約の期間を定めなかつたときは各當事者は二ヶ月前に豫告をなして其契約の解除をなすことができる

リ、當事者が契約の期間を定めたるを否とを問はず止むことを得ない事由があるときは各

商行為

當事者は何時でも其契約の解除をなすことができる

第二編 商行為

商行為とは物品の轉換を媒介する營利の行為を云ふのである故に商行為の範圍は一に商の觀念によつて定まり固より一定不動のものではない商なるものの發達により異なるものである其の初期にあつては主として物品の形を變じないで之れを轉換したけれども今日に於ては其形を變じて之れを轉換するも亦た之れを商と云ふようになったのである

本編に於て論せんとするところは第一章總則第二章買賣第三章交互計算第四章匿名組合第五章仲立營業第六章問屋營業第七章運送取扱營業第八章運送營業第九章第十章保險の規定である

以下逐次説明しよう

第一章 總則

第一節 商行為の意義

商行為とは商に關する法律行為である

而して商行為の範圍は各其商法典によつて決定せらるべきものであるから商法典編纂の異なるによつて範圍も又た同一でない

商行為の意義

獨逸新商  
法の採用  
する主義

多數立法  
例の採用  
する主義

商行為の  
種類

絕對的商  
行為

商行為を定める標準に付ての立法主義に二種ある

(一) 獨逸新商法の採用する主義

此の主義に於ては商行為の本體を決定しない豫じめ商業とは如何なるものであるか又た商人は如何なるものであるかを決定し而して後商人の行ふところの行為が商行為であると決定するものである學者は之れを指して商人主義の立法と云ふ

(二) 多數立法例の採用する主義

商法は商行為法であるとするものである即ち商行為の本體は法典によつて決定せらるゝものとするのである學者は之れを指して商行為主義の立法と云ふのである

而して此の主義に於ても法典に商行為を列挙するものと單に定義を掲ぐるものがある

我が商法は多數の立法例に倣ひ第二の主義を採り而かも列挙主義になつて居るから商行為とは何ぞやと云へば商法が商行為として列挙した法律行為を云ふと云ふの外はあるまい

### 第二節 商行為の種類

商行為は左の如く區別することができる

#### 第一 絕對的商行為

商法第二百六十二條に規定するところであつて之れを約言すれば行為自身が商行為たるも

相對的商  
行為

のを云ふ

#### 第二 相對的商行為

こは商法第二百六十四條に列挙するところであつて營業としてなさなければ商行為とならぬものである

例へば運送に關する行為、出段又は印刷に關する行為兩替其他の銀行取引等即ち之れである

#### 第三、附屬的商行為

凡そ人類の行為は千差万別其種類殆んど極まりないから其の細別に至つては法文が能く列記し悉し得べきところでない

殊に商業のためなす行為と雖ども分離した個々の行為に因つて觀察するときは多くは其の行為であるや否やを知り難いから商法は一の推定を下し商人の行為は其營業のためにするものとした

而して商人が其營業のためにするところの行為は茲に所謂附屬的商行為である

#### 第四、一方的商行為雙方的商行為

一方に對してのみ商行為たるものを一方的商行為と云ひ雙方に對して商行為たるものを雙

一方的商  
行為雙方  
的商行為

附屬的商  
行為

● 商業概要

方向的商行為と云ふのである

一方的商行為に對しても商法の規定は雙方に通用せらるゝのである

第二節 商行為に關する特別規定

商に關する法律行為を商行為と云ふことは既に述べたところである

然らば法律行為に關する一般の規定即ち民法の規定は商行為にも適用せらるべきものであるが商は敏速且つ簡便を尙ぶが故に例外として商法は特別の規定を設けて居る

今左に之れを説明しよう

第一、代理及委任

イ、商行為の代理人が本人のためにすることを示さない場合も其行為は本人に對して其効力を生ずるのである、

ロ、主人の個人よりも寧ろ其の營業に重きを置く點より商行為の委任による代理權は本人の死亡によりても消滅しない

ハ、敏活なる行動を要し且つ委任者と受任者との間の信用の大なる商事に於ては特に反對の意思表示がない以上は委任の本旨に反しない範圍内に於て自由なる行動をなさしむるのを以て各當事者の利益とするが故に商行為の受任者は委任の本旨に反しない範圍内に

第二、時効

於て委任を受けざる行為をも爲すことができると規定したのである

商行為によつて生じたる債權は五年間之れを行はなるときは時効によつて消滅するのである

時効とは法律が時の経過により法律上の効力を消滅せしむる方法である

五年の原則には二つの例外がある

- 一、商法中に別段の規定がある場合
- 二、商法以外の法令に之より短かき時効期間の定めがある場合

第三、留置權

民法と異なつた留置權を認めて居る即ち商法は規定して曰く

商人間に於て雙方的商行為によつて生じたる債權が辨濟期にあるときは債權者は辨濟を受ける迄其の債務者との間に於ける商行為によつて自己の占有に歸したる債務者の所有物を留置することができる

と之れを知り易からんがため商法に於ける留置權の條件を擧げん

- 一、當事者双方が商人でなくてはならない、即ち雙方的商行為たることを必要とする

- 二、債務者の所有物を占有することを要す故に他人の所有物を留置することはできない
- 三、物の占有は債権者が其債務者との間に於ける商行為によつて得たるものであることを要する
- 四、其債権が辨済期に達してゐなければならぬ
- 五、當事者が留置権を生せしめざるべきことを約さないこと

質権

第四、質権

民法に於ては所謂流質契約なるものを禁じて居るけれども商法は實際の便宜を謀り流質契約を有効として居る

法定利率

第五、法定利率

民法は法定利率を年五分として居るけれども營利を主とし而かも金銭の需要の頻繁なる商行為には適しないから商法は年六分と定めて居る

行為の有償

第六、行為の有償

商人が其營業の範圍内で行爲をなす場合に於つては常に營利のためにするものと看做さなければならぬ

故に商人の行爲は特約のないときでも性質上有償である

- 一、商人が其の營業の範圍内では他人のために或行爲を爲したるときは相當の報酬を請求することができる
- 二、商人が其の營業の範圍内では他人のために金銭の立替をなしたるときは其立替の日以後の法定利息を請求することができる
- 三、商人間に於つて金銭の消費貸借をしたときは貸主は法定利息を請求することができる

多数當事者の債権

第七、多数當事者の債権

商法に規定して居るところは數人の債權者ある場合と保證債務の場合である

- 一、數人が其一人又は會員のために商行為たる行爲によつて債務を負担したときは其債務は各自連帯して負擔する
  - 即ち我が商法が連帯を推測した場合は
  - イ、多数債務者會員のために商行為たる行爲によつて債務を負担したとき
  - ロ、多数債務者中或る者のために商行為たる行爲によりて債務を負担したとき
- 故に債務が債權者のためにのみ商行為たる一方的商行為によつて生じたときは當事者

は意思表示のない限りは連帯債務を生ずることはないのである

二、保証人がある場合に於て債務が主たる債務者の商行為によつて生じたとき又は保証が商行為であるときは主たる債務者又は保証人が各別の行為を以て債務を負担したときでも其債務は各自連帯して之れを負担するのである

商法は即ち次の場合に於て債務者及び保証人に連帯を推測して居る

イ、主たる債務を生ぜしめた行為が主たる債務者の商行為であるとき

ロ、保証自身が商行為であるとき

これは例へば商が其營業のために保証をなすが又は商人たる債権者が其營業のために保証をなさしむる場合を云ふのである

以上二場合の何れか一つであるときは主たる債務者及び保証人が特別な行為を以て債務を負担したときでも尙ほ連帯を推測するのである

契約

第八、契約

契約とは法律上の効力を生ぜしむることを目的とする二人以上の意思の合致である

而して先きに表示せられた意思表示を申込と云ひ之れに對する他の一方の意思表示を承諾と云ふのである

然らば契約なるものは申込と承諾と相待つて成立するものであることは知ることができら  
であらう

第一、申込

商事は迅速なる取引を尙ぶが故に左の二箇の特別規定を設けた

イ、對話者間に於て契約の申込を受けた者が直ちに承諾をなさないときは申込は其効力を失ふのである

茲に對話者とは必しも道の遠近を問はない直接に意思を交換することができたならよい故に電話で話すが如きも對話者である

ロ、隔地者間に於て承諾期間に定めがなくて契約の申込を受けたものが相當の期間内に承諾の通知を發しないときは申込は其効力を失ふのである

茲に相當の期間とは事實問題であつて裁判官の判断に任すべきものであるけれども電信又は信書の類を繕讀し直ちに之れに對する諾否を決し更に其意思を信書又は電信等によつて表示する時間を以て相當の期間と解釋して差間はあつてまい

第二、承諾

民法の規定によれば承諾は明示又は黙示の意思表示のない限りは之れありしものとな

承諾

らないのである

然しなから商法に於ては特定の場合に於ては承諾の有無に關せず承諾の意思あるものと見做して居る其條件は次の如し

- イ、申込を受けたものが商人であることを必要とする
  - ロ、平常取引をなす者から申込を受けたことを必要とする
  - ハ、申込が其商人の營業部類に屬すること
  - ニ、遲滞なく諾否の通知を發しなかつたことを必要とする
- 法理上より云へば多少異論がないことはないが之れは單に商業の實際に便ならんことを謀つて設けられた便宜の規定に過ない

物品保管の義務

第三、物品保管の義務

契約の申込のみでは何等の拘束をも被ふるものでなく従つて本項に云ふが如き義務を負ふものではない

然しなから商法は實際の便宜を謀るため一定の條件の下に申込と共に受取つた物品は申込を拒絶した場合でも猶ほ之れを保管するの義務を負はしめたのである

而して申込を受けたものが此の義務を負ふべき所謂一定の條件は即ち左の四つである

- イ、申込と共に物品を受取つた者が商人であること
- ロ、申込が其商人の營業部類に屬すること
- ハ、其物品の價額が保管の費用を償ふに足ること
- ニ、其商人が保管によつて損害を受けることがないこと

債務の履行

第九、債務の履行

債務の履行につき民法の規定と異なつて居るのは履行の場所と其時期とである

第一、履行の場所

當事者の意思表示あるときは其意思に従ふべく若し其意思表示がなかつたときは左の規定に従ふものである

(甲) 特定物の引渡に付いては行爲の當時其物の存在せる場所に於て之れを爲すものである

(乙) 其他の履行は債權者の現時の營業所若し營業所がないときは住所に於て之れを爲さなければならぬ

(丙) 支店に於て爲したる取引に付ては其支店を以て營業所と見做すのである

第二、履行の時期



商法が特に規定して居るところは履行をなすべき時刻である  
即ち履行を爲すべき時刻に付て法令又は慣習に依り取引時間の定めがあるときは其取引  
時間内に限り債務の履行をなし又は其履行の請求を爲すことを得ることを定めた

第十、指圖証券及無記名証券

凡る商品は二つに區別することができる即ち一は其物自身に價のあるものであつて他は  
其物自身には價がなくして單に價格を表はす証券である  
指圖証券及び無記名証券は後者であつて普通之れを有價証券と云ふ  
而して有價証券は其表面に記載せられてある権利を行使するに其証券を占有して居なく  
てはならないのである

今商法に規定してある此有價証券に關する特別規定を説明しよう

(イ) 指圖証券及び無記名証券の履行は債務者の現時の營業所で爲さなくてはならぬ若  
し營業所がないときは其の住所に於て爲すべきものである

(ロ) 指圖証券及び無記名証券の債務者は其履行に付き期限の定めがあるときでも其期  
限の到來して後所持人が其証券を呈示して履行の請求を爲したるときより遲滞の責に  
(履行すべき義務あるに拘はらず履行爲さないと云ふ責)任するものである

指圖証券  
及無記名  
証券

(ハ) 金錢其他の物の給付を目的とする指圖証券又は無記名証券に付いては公示催告の  
申立を爲した所持人は左の二つの権利を有する

一、債務者をして其債務の目的物を供託せしむる権利

二、債務者をして債務の趣旨に従ひ履行を爲さしむる権利但し此場合には相當の擔保を  
供せなければならぬ

(ニ) 金錢其の他の物の給付を目的とする指圖証券に於ては惡意又は重大なる過失なく  
して其証券を取得したる者に對しては之が返還を請求することを得ない

(ホ) 指圖証券及び無記名証券の移轉をなすには裏書をなさなければならぬ

一、裏書は証券又は其補箋に被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し裏書  
人が署名するによつて之れをなすものである

二、裏書は裏書人の署名のみで之れをなすことができる之れを無記名式の裏書又は白  
地裏書と稱へる

この場合に於ては

ア、爾後引渡のみによつて証券を譲渡することができる

イ、所持人は自己を其の被裏書人となすことができる

ウ、所持人は自己を被裏書人となすことなくして直ちに裏書人として完全な裏書若しくは白地裏書をなすことが出来る

三、被裏書人が其権利を行使するには其裏書の連続を必要とする

裏書の連続とは証券に記載した裏書に於て前の裏書に於ける被裏書人が次の裏書に於ては其裏書人となり斯くの如くして所持人に至るまで間断なく連続することを謂ふのである

### 各論

#### 第二章 賣買

賣買と云ふことは商法に於ても民法と同一である民法の規定によつて定義を下げば

賣買とは當事者の一方が或財産権を相手方に移轉することを約し相手方が其代金を支拂ふことを約束する契約である

而して其財産権を移轉すべき當事者の一方を賣主と稱し其代金を支拂ふべき相手方を買主と云ふのである

賣主及び買主は賣買の効力として義務を負ふものである而して一方の義務は他方の權利となるべきものであるから予輩は今其義務の方面より其効力の如何なるものなるやを見よう

#### 第一、賣主の義務

イ、財産権を移轉する義務

ロ、賣買の目的たる權利の性質が目的物の所持を要する場合に於ては其物の引渡を爲す義務

ハ、引渡をなすを目的物を仲存する義務

ニ、移轉せらるゝ權利の全部若しくは一部が追奪せられた場合又は其權利の目的物に瑕疵ある場合に於ける擔保義務

#### 第二、買主の義務

イ、代金支拂の義務

ロ、物の引渡の日より若しくは代金支拂期限到来の日より利息を支拂ふ義務

ハ、目的物を受取るの義務

乞ふ更らに進んで商法に於ける特別規定を説明しよう

#### 第一、物品受取の義務

甲、買主は左の場合に於て物品受取義務に關する遲滞の責に任ずるものである

イ、買主が其物品の受取を拒んだとき

物品受取の義務

ロ、買主が其物品を受取ることのできないとき

乙、遅滞ある場合に於て賣主は如何なる方法に依つて其債務を免れることができるかと云ふに商法第二百八十六條に依れば二個の救済方法がある即ち一は供托であつて一は競賣である

甲、供托

供托によつて其の債務を免れることができる

乙、競賣

左の條件を具備して爲されたる競賣は又た其債務を免れることができる

イ、競賣に先ち相當の期限を定めて買主に催告することを必要とする尤も損敗し易き物に付いては催告することを要しない

ロ、競賣の効力方法等は競賣法に規定してある

ハ、競賣を爲したるときは其代價を供托することを必要とする但し其全部又は一部を代金に充當することを妨ない

而して賣主が供托若しくは競賣をなしたるときは遅滞なく買主に對して其通知を發しなればならない

### 第二、物品検査の義務

商人間の賣買に於ては買主は遅滞なく其の買受けたる品物の検査及び通知をなすの義務を負ふものである

而し此の義務は左の二つの場合に區別することができる

(一)直ちに發見することのできる瑕疵又は數量の不足があつた場合に於て目的物を受取つたときは遅滞なく之れを検査し瑕疵又は數量の不足を發見したならば直ちに賣主に通知を發しなればならぬ

(二)直ちに發見することのできない瑕疵のあつた場合に於て六ヶ月内に之れを發見したときは直ちに賣主に是れが通知を發しなればならない

買主の義務は以上の如くである然るに若し買主が此の義務を履行しないときは如何にするか左の三個の助裁がある

一、契約の解除

二、代金の減額

三、損害賠償の請求を爲すことを得ざるに止まる

### 第三、物品保管の義務

商人間の賣買にあつては左の場合に於て買主に物品を保管し又は供託するの義務を負はし以て賣買を保護し取引を安全ならしめて居る

- 一、買主が目的物の瑕疵若しくは數量の不足に依つて契約を解除した場合
  - 二、賣主が買主に引渡した物品が注文した物品と異なつた場合
  - 三、賣主が買主に引渡した物品が注文した數量を超過した場合に於ては其超過額
- 又た賣主及び買主の營業所若し營業所のないときは其住所が同市町村内でない場合に於て買主は物品が滅失又は毀損の虞があるときは之れを競賣し其代價を保管し又は借托する義務がある

此の場合に於ては左の要件を守らなければならない

- 一、裁判所の許可を得て競賣することを必要とする
- 二、競賣を爲したるときは遅滞なく賣主に對して其通知を發しなければならない

### 第三章 交互計算

#### 交互計算

夫れ商人が其營業を繼續するに當り其取引先なる商人又は非商人と取引の結果互に債權債務を負ふことは實際上能く見るところである若し之れをして一取引毎に計算をなし支拂を行ふときは多くの手數と時間を要するのでなく貨幣運送の費用を要し又た途中の紛失盜難等の危険を負担せ

なければならぬ

之れに反して一定の期間内は互に計算を爲さないで期間の終りに至り初めて計算を行ひ其殘額の支拂を爲すときは前に述べた不便と危険とを避けることができるのみでなく直ちに拂出すべき資本を他に流用し利息を増殖し或は他の事業に投ずることができ商業上資本の融通を円滑ならしむるの利益がある

故に交互計算は經濟上自然の發達にかゝつたものであつて之れにより當事者に生ずる權利義務を定めるの必要があるから我商法に於ても本章の規定を設けたのである

#### 第一、交互計算の意義

交互計算には商人間又は商人と非商人との間に平常取引をなす場合に於て一定の期間内の取引より生ずる債權債務の總額に付き相殺をなし其殘額を支拂ふべきことを約束するものを謂ふのである

- 一、交互計算の當事者は少なくとも其の一方が商人でなくてはならぬ
- 二、交互計算の當事者は平常繼續して取引を爲すものたることを要し且つ相互に債權を得債務を負ふべき者でなくてはならぬ
- 三、交互計算の目的は一定の期間内の取引より生ずる債權債務であることを必要とする

- 四、交互計算の目的中に手形其他商業證券より生じたる債権債務を組入れた場合に於て證券の債務者が辨済を爲さないときは當事者は其債務に關する項目を交互計算から除き去ることができる
  - 五、交互計算の目的は一定の期間内に生ずる債権債務である其期間は當事者が契約により自由に之れを定めることができる若し當事者が之れを定めなかつた場合には其期間は之れを六ヶ月とする
  - 六、交互計算の契約は諾成契約である故に明示又は默示によつて之れを締結することができる
- 諾成契約とは物品の受授を要せず唯だ意思表示の合致のみで成立する契約を云ふのである
- 默示とは契約を爲すべきことを明に示さないでも其の人の言語舉動により契約を爲すべき意思の表はれるものを云ふのである

第二、交互計算の効力

交互計算は一定の期間内の取引より生ずる債権債務の總額に付き相殺をなし其残額の支拂を爲すべき契約である

交互計算の効力

(注)相殺とは差引勘定と云ふことである

故に此の契約によつて次の効果を生ずる

- イ、一定の期間内にある各個の債権債務は其期間内は停止と同一な姿である故に債権者は其履行を請求することができない従つて之れに對しては時節は進行することがないのである
  - ロ、總額に付き相殺することを要するから各個の債権債務は各別に履行を請求することを得ない従つて交互計算の契約があるときは各個の債権債務は性質上讓渡を許さないものとなるのである
  - ハ、各個の債権債務は交互計算に組入れることに依つて更改を生ずることはない更改とは新債務の發生による舊債務の消滅を云ふのである
- 交互計算によつて當事者の一方は残額を支拂ふ義務を負ふものである而して其残額の確定は債権債務の各項目を記載した計算の承認によるものである
- 交互計算にあつては債務者は残額に付き計算日鎖の日以後の法定利息を支拂ふ義務を負担するものである尙ほ各項目の債権債務は法律の規定又は當事者の意思表示によつて各項目を交互計算に組入れた日より之れに利息を附することを妨ない

第三、交互計算の終了

交互計算は一の契約であるから又た一般契約と同一の原因によつて消滅することは勿論である

猶商法は左の二つの場合を規定して居る

- 一、各当事者は何時でも交互計算の解除をなすことができる此の場合に於ては直ちに計算を閉鎖して残額の支拂を請求することが出来るものである
- 二、当事者の一方が破産の宣告を受けたときは交互計算は之れによつて當然終了するものである

第四章 匿名組合

匿名組合

匿名組合は合資會社と同一なる經濟上の基礎により成立するものであつて共に資本家が出資をなして他人の主宰する商業に加入し其利益の分配に與るものである

而して常に經濟上其成立する理由が同一なるのみでなく沿革上に於ても彼れと是れとは其發達を共にしたものである

併しながら法律上に於ては之れを同一視して居ない即ち匿名組合は契約であつて商行爲編に規定し合資會社は一の法人であつて會社編に規定して居る

匿名組合

いでや匿名組合の内容に入りて説明しよう

第一、匿名組合の意義

匿名組合とは當事者の一方が相手方の營業の爲めに出資をなし相手方は其營業より生ずる利益を分配すべき契約である

- 一、匿名組合は諾成契約である故に匿名組合は
  - イ、其成立に合資會社の如く定款の作成を必要としない
  - ロ、匿名組合は契約であるから従つて組合員の變更を認めることはできない
- 二、匿名組合は名の如く組合契約である
  - 組合契約の如何なるものなるやは民法の規定に讓る
- 三、出資を供するものを匿名組合員と云ふ
  - イ、匿名組合員は商人たると非商人たると能力者たると無能力者たると又た法人たると然らざるを問はない
  - ロ、數人は共同して又は各別に一營業者に對し匿名組合員たることができる
- 四、匿名組合員の相手方を營業者と云ふ
  - イ、營業者は匿名組合員と異なり商人でなくてはならない

- ロ、營業者は合資會社に於けるが如く社員の營業以外に組合の營業を生ずるものではなくして獨立し其營業の主人である
- 五、匿名組合員は出資を爲すことを要件とする
  - イ、其出資は財産出資でなくてはならぬ勞務又は信用の如きは出資の目的となすことを得ない
  - ロ、出資は營業者の財産に歸するものである
- 六、營業者は利益を分配しなければならぬ
- 損失の分擔は匿名組合の要素でない
- 七、匿名組合は商行為である
  - 之より説明の要を見ない

對外關係

第二、對外關係

- (一) 匿名組合員は營業主の行為に付き第三者に對して責任を負ふものではない
- 營業主は自己の責任に於て又た自己の名義を以て第三者と取引をなし第三者も營業主其の人と取引をなすに止まり敢て匿名者の有無如何を顧慮するものでないのみならず多くの場合に於て第三者は其匿名者の誰たるかを知ることのできないものである加之

匿名組合は單に匿名者と營業主間の關係に止まるから匿名者が第三者に對して責任を負ふことのないのは理の然らしむるところである是れ匿名組合員が營業主の行為に付き第三者に對し何等の責任なき所以である

即ち商法は規定して曰く

匿名組合員は營業者の行為に付き第三者に對して權利義務を有せず

然れども法律は第三者を保護するため右の場合に於ては匿名組合員をして營業者と連帶にて責任を負擔せしめて居る

イ、匿名組合員が其氏若しくは其氏名を營業者の商號中に用ひることを許諾したる場合

ロ、匿名組合員が其商號を營業者の商號として使用することを許諾した場合

(二) 匿名組合にあつては營業者の營業以外に組合の營業として見るべきものはない従つて營業者の財産以外に組合の財産なく匿名組合員の出資は營業者の財産に歸すべきものである

(三) 匿名組合にあつては營業者の營業以外に組合の營業なるものはない故に匿名組合員が

営業者の営業に關して何等の代表權をも持たないことは當然の結果であつて言を俟たない

對内關係

第三、對内關係

(一) 匿名組合員は出資を爲す義務を負ふ

而して其出資は財産出資に限るものであつて勞務又は信用を以て出資の目的とするこ  
とはできない

猶ほ又た財産の使用収益のみを出資となすことはできない

(二) 營業者は匿名組合員が供したる出資を契約により定めたる目的に使用するの義務を負  
ふものである

而して營業者が其出資を使用して業務を執行するには善良なる管理者の注意を以て處  
理しなければならない

(三) 匿名組合員は營業者の營業に參與して其業務を執行するの義務がないと同時に又た權  
利をも持たない

然れども營業者の營業に關しては重要な利害關係を有するを以て其營業者の業務執  
行を監視する權利を持たなければならぬ之れを匿名組合員の監督權と云ふのである

匿名組合  
の終了

第四、匿名組合の終了

(四) 營業者は其營業より生ずる利益を分配するの義務を負ふものである

而して

イ、利益分配の割合は契約によつて定まるものであるけれども若し特別の定めがない

ときは營業資本に對する出資額の割合を以て定むべきものである

ロ、出資が損失によつて減少したときは其與補を爲したる後でなくては匿名組合員は

利益の配當を請求することをできない

匿名組合は契約の一つであるから一般契約の消滅原因により終了することは勿論である  
茲に述べんとするのは商法に於ける特別規定である

(イ) 次の場合に於ては各當事者は六ヶ月前に豫告をなし營業年度の終りに於て契約を解除  
することができる

甲、組合契約を以て組合の存續期間を定めなかつたとき

乙、或當事者の終身間組合の存續すべきことを定めたとき

(ロ) 已むことを得ない事由があるときは組合の存續期間を定めたと否とを問はず各當事  
者は何時でも契約を解除することができる



(ハ) 組合の目的たる事業の成功又は其不能

(ニ) 營業者の死亡、禁治産、又は破産、

(ホ) 匿名組合員の破産

第五、匿名組合終了の効果

組合契約が終了したときは營業者は匿名組合員に其資費の價額を返還しなければならない  
尤も出費が損失によつて減少したときは其殘額を返還すれば足るのである

第五章 仲立營業

仲立營業

抑も現今に於ける立法の主義は可成干渉主義を避け自由主義に移る傾向がある此仲立營業に付て  
も亦た然りである舊商法は仲立人は一定の價格を爲し官の認可を受け且つ保証金を納むべきもの  
として居たが現行商法は多數の立法例に倣う自由營業の主義を採用した

仲立人の  
意義

第一、仲立人の意義

仲立人とは他人間の商行為の媒介を爲すを業とするものを謂ふのである

(一) 仲立人は商人である

商人に付き本法第四條は規定して曰く商人とは自己の名を以て商行為を爲すを業とするものを謂ふと然らば自己の名を以て商行為を爲すを業とするものは商人である而し

て仲立取引は第二百六十四條に於て之れを業とするときは商行為であるとなすが故に  
他人間の商行為の媒介を業とするもの換言すれば仲立取引を業とする仲立人の商人で  
あることは論を俟たないところである

(二) 仲立人は他人間の商行為の媒介を爲すものである

仲立人は自己の計算を以て自から當事者の衝に當るものでなくて只他人間の商取引を  
容易ならしめんが爲め當事者双方の間に立ちて取引の斡旋を爲すものに過ぎない故に  
媒介した他人間の商行為夫れ自身に對して給付受領の權並に履行の義務を負ふもので  
はないのである是れ仲立人の特質とも云ふべきものである

第二、仲立人の義務

仲立人は左の義務を負ふものである

イ、仲立人は其媒介する法律行為に付いて見本を受取つたときは其行為を完了するまで之  
れを保管することを必要とする

ロ、仲立人は其媒介した行為が成立したときは遅滞なく結約證を作成して署名の後之れを  
各當事者に交付することを必要とする

結約書に記載すべき事項は左の如し

第三、仲立人の権利

- 一、成立した行為の各当事者の氏名又は商號をも相手方に之れを示さないことを當事者が命じたときは是れを記載することを得ないのである
- 二、成立した行為の要領
- 三、行為の成立の年月日
- 仲立人の媒介した行為が直ちに履行せられないものであるときは仲立人は結約書に各當事者をして署名せしめた上之れを其の相手方に交付すべきものである
- ハ、仲立人は商人であるから又た帳簿を備へなければならぬ
- 而して其帳簿には結約書に記載すべき事項を記載することを要するのである
- 又た當事者の請求があるときは何時でも仲立人が媒介した行為に付き其帳簿の謄本を交付しなければならぬ

- 二、仲立人が當事者の一方の氏名又は商號を相手方に示さなかつたときは其の相手方に對し自ら履行を爲す責に任すべきものである學者は之れを介入の義務と云ふて居る
- 終りに臨み以上述べた仲立人の義務は管に仲立行為を委任した當事者に對し之れを負ふのみでなくて其相手方に對しても之れを負ふものであることを注意を乞はなければならぬ

仲立人は仲立の行為を終了したときは報酬を請求することができる

第六章 問屋營業

抑も問屋なる名稱は多く通俗に用ひらるゝところであるけれども其法典に於て問屋營業の名稱を使用したのは本法が初めてである

齊商法に於ては是等の營業者を仲買人と稱して居たけれども從來の習慣若しくは取引所に於て仲買と稱へるものは寧ろ本法に所謂仲立人を指し又た單に仲買と云ふときは自己の名を以て自己の計算により問屋から物品を買取り之れを需用者に轉賣し又は各生産者より物品を買受け之れを問屋に販賣する特種の營業者を指し其名稱實際に當らないものであるから本法は之れを問屋營業と改めたのである

問屋營業の如何なるものであるかは以下説明するところによつて知ることができるであらう

第一、問屋の意義

問屋は自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲すを業とするものを云ふのである

イ、問屋は商人である

敢て説明を要しない

- ロ、問屋は自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲すものである。問屋は委託者のためにするものであるけれども自己の名を以て其販賣又は買入を爲すものであるから賣買の相手方に對しては當事者の地位に立つものである従つて其賣買に付ての權利義務は相手方に對しては問屋自から負擔せんければならない。
- ハ、問屋は他人のために物品の販賣又は買入を爲すものである。物品の販賣又は買入でない行爲は問屋の爲すべき職分ではない。
- ニ、問屋は物品の販賣又は買入を業とするものである。これは問屋が商人たる所以である。

### 第二、問屋の義務

- 問屋は民法による委任關係より生ずる義務を負ふことは勿論である。商法の規定に於ては
- イ、問屋は委託者のために物品の販賣又は買入を爲したるときは遅滞なく其旨を委託者に通知することを要するのである。
- ロ、問屋は委託者のために爲した販賣又は買入に付き相手方が其義務を履行しない場合に於て自ら其履行を爲す責に任ずるのである。

- ハ、問屋は委任の本旨に違背する行爲を爲すことを得ない若し斯かる行爲を爲すときは委託者は其行爲より生ずる結果を引受くることを拒絶し且つ損害賠償を求むることができらる。
- 然れども委託者が代金の制限を定めたときに付ては特別の規定あつて問屋は其制限に違ひたるときでも其制限額と實際の販賣又は買入の金額との差額を負擔するときは其販賣又は買入は委託者に對して効力を生ずるものとした。

### 第三、問屋の權利

- イ、問屋は委託者より自己の支拂たる代金其他各種の費用の償還を受くる權利がある其他委託者をして委託事務を處理するに當つて負擔した債務を辨濟せしむる權利がある。又た其受けた損害を賠償せしむる權利がある。
- ロ、問屋は委託者の爲めになしたる行爲に付き報酬を請求することができる。
- ハ、問屋は委託者のため物品の販賣又は買入を爲したるに因りて生じたる債權に付き本人のために占有する物を留置することができる。舊特別の意思表示があつたときは此限でない。
- ニ、問屋は買入の委託を受けたときに於て委託者が買入れた物品を受取ることを拒み又は

之れを受取ることができないときは問屋は其物を供託することができ、外尙ほ之れを競賣することかできる而して其競賣した代價は供託することを要するけれども其全部又は一部を委託者より受取るべき代金其他の費用の償還報酬等に充當することができ

ホ、問屋が物品の販賣又は買入の委託を受けたときは自己の名を以て之れを第三者に販賣し又は第三者より買ひ入れることを必要とする然れども法定の条件を具へるときは問屋は自ら買主又は賣主となつて委託者と取引をなすことができる學者は之れを問屋の介入と云ふ

問屋介入の条件左の如し

- 一、販賣又は買入の委託を受けた物品が取引所の相場あるものであること
  - 二、委託者が特別の意思表示を爲さないこと
  - 三、問屋が委託せられた行爲を第三者と爲さなかつたこと
- 介入の効果は問屋が委託者に對して賣買の當事者たるの地位に立つにある

#### 第四、準問屋

準問屋とは自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入にあらざる行爲を爲すを

業とするものを謂ふのである故に準問屋の目的とするところは必ずしも商行為のみには限らない物品の販賣又は買入以外の總ての法律行爲は其取次の目的となるものである

### 第七章 運送取扱營業

運送取扱營業

運送取扱人は原則として單に運送の取次をなすのみであつて自ら物品の運送に従事するものではない運送は別に運送人なるものがあつて従事するのである

#### 第一、運送取扱人の意義

運送取扱人とは自己の名を以て物品運送の取次をなすを業とするものを云ふのである  
(註)物品とは必しも商品のみではない非商品でも同じく運送の目的となるのである

#### 第二、運送取扱人の義務

- イ、運送取扱人は委任事務を處理するに當り善良なる管理者の注意を以て爲さなければならぬ
- ロ、運送取扱人は自己又は其使用人が運送品の受取、引渡、保管、運送人又は他の運送取扱人の選擇其他運送に關する注意を怠らなかつたことを證明しなければ運送品の毀損滅失又は延着に付き損害賠償の責を免かるゝことを得ない

之れに一つの例外がある即ち貨幣有價證券其他の高價品等に付いては委託をなすに當り其種類及び價額を明に告げなければ運送取扱人は其責に任じないものである

ハ、運送取扱人は原則として委託者に對してのみ其義務を負ふものであるけれども運送品が到達地に達した後は運送品を受取るべきものは委託者の權利を取得し運送取扱人は委託者に對するの外尙ほ運送品を受取るものに對しても委託者に對すると同一の義務を負担するものである

ニ、運送取扱人の責任は一ヶ年を経過するときは時効によりて消滅す其期間の起算點は

- 一、運送品の全部が滅品した場合には其引渡あるべかりし日
- 二、運送品の一部が滅失し又は毀損し又は延着したるとき等の場合には荷受人が運送品を受取つた日

第三、運送取扱人の權利

イ、運送取扱人は問屋と同じく委託者の爲めに支拂ひたる運送賃其他の費用の償還を受けることができる

ロ、運送取扱人は報酬を請求することが出来る

一、報酬は運送取扱人が運送品を運送人に引渡したときは直ちに之れを請求することができる

二、運送取扱契約を以て運送賃の額を定めたときは特約がなければ別に報酬を請求することができる

ハ、運送取扱人は運送品に關し受取るべき報酬運送賃其他委託者のために爲したる立替又は前貸に付いてのみ其運送品の留置することができる

ニ、數人相次で運送の取次を爲す場合即ち所謂中間運送取扱人ある場合に於ては後者は前者に代つて其前者に屬する權利を行使するの義務を負ふものである

ホ、運送取扱人は運送人に辨濟をなしたるときは上述の運送取扱人相互の場合と同じく法律上當然其運送人の權利を取得するものである

ヘ、運送取扱人は問屋と同じく介入權を有するから特約がないときは自ら運送を爲すことができる此場合に於ては運送取扱人は運送人と同一の權利義務を有するものである

ト、運送取扱人が委託者に對して有したる權利は荷受人が運送品を受取つた以後は荷受人に對しても又た之を有するものである

チ、運送取扱人が委託者又は荷受人に對して有する債權は運送取扱人の負ひたる責任と同

じく一年の時効によつて消滅するものである

本章述ぶところは次章の規定と密接の關係があるから序に念頭に留められんことを希望するのである

運送營業

第八章 運送營業

運送營業とは陸上又は湖川港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを以て營業とすることを云ふ故に運送人とは

陸上又は港川港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とするものを謂ふのである

即ち此の定義によれば

運送の目的物は 物品又旅客であつて

其運送の區域内は 陸上又は湖川港灣に限られて居る

以上の目的物及び區域内に於て運送を營業とするものは荷車挽馬子荷擔等の微々たるものより鐵道會社汽船會社等の大なるものに至るまで皆運送人の中に包含すべきものである

併しながら茲に所謂運送人とは運送を營業とする商人に限るが故に一時或る物品を他人のため運送する商人の權利義務に適用することを得ないものである

本章の規定を分つて二節とし第一節に於て物品運送を規定し第二節に於て旅客運送を規定して居

る蓋し兩者共に其性質を同ふするけれども一は物に係り一は人に關するから其規定するところが自ら異ならざるを得んからである

第一節 物品運送

物品運送

第一 運送狀

荷造人は運送人の請求により運送狀を交付しなければならぬ

此の運送狀は證據方法である

小荷物に付ては運送狀を附せないのを普通とする

運送狀に記載すべき事項は

- 一、運送品の種類重量又は容積及び其荷造の種類個數並に記號
- 二、到達地
- 三、荷受人の氏名又は商號
- 四、運送狀の作成地及び其作の年月日

第二、貨物引換證

貨物引換證

運送人は荷造人の請求により貨物引換證を交付しなければならぬ

- 一、貨物引換證を設けた理由は運送のため委託せられた貨物を運送營業者の手中に在る間

に於て之れを利用し又は轉換せしめんとするにある

二、貨物引換證の効力

イ、貨物引換證を作成したときは運送に關する事項は運送人と所持人との間に於ては貨物引換證の定むるところに依る

ロ、貨物引換證を作成した場合に於ては之れと引換でなければ運送品の引渡を請求することを得ない

三、貨物引換證に記載すべき事項

一、運送品の種類、重量又は容積及び其荷造の種類個數並に記號

二、到達地

三、荷受人の氏名又は商號

四、荷造人の氏名又は商號

五、運送貨

六、貨物引換證の作成地及び其作成の年月日

第三、運送人の義務

運送人は左の義務を負ふものである尤も當事者の契約を以て之れを左右することができる

運送人の義務

一、運送人は自己若しくは運送取扱人又は其使用人其他運送のため使用した者が運送品の受取、引渡、保管、其他運送に關し注意を怠らなかつたことを證明しなければ運送品の滅失、毀損又は延着に付き損害賠償の責を免がれることを得ない

二、運送人は正當の時期に於て運送品を輸送して引渡す義務がある

三、運送人は運送品の滅失又は毀損せしめないで之れを輸送し引渡す義務がある若し滅失又は毀損があつた場合に於ては法律に定めた賠償額を支拂ふ義務があるものである

四、數人相次で運送を爲す場合に於ては各運送人は運送品の滅失、毀損又は延着に付き連帶して損害賠償の責に任すべきものである

五、運送人は荷送人又は貨物引換證所持人の指揮に従ふ義務がある

甲、貨物引換證を作成しない場合に於ては運送品が到達地に達した後荷受人が其引渡を請求したときまでは荷送人の命令に従ひ運送の中止、運送品の返還其他の處分を爲す義務を負ふものである

乙、貨物引換證を作成した場合に於ては其所持人の命令に従ひ以上に述べたと同一の處分を爲す義務を負ふものである

六、運送品が到達地に達した後は荷受人は運送契約によつて生じたる荷送人の權利を取得

第四、運送人の権利

- 七、運送人の義務は一年の時効に因つて消滅す
- 六、運送人は荷受人に對しても其義務を負ふものである
- 五、運送人の義務は一年の時効に因つて消滅す
- 四、運送人は運送品の全部又は一部が不可抗力に因つて滅失したときは其運送貨を請求することを得ない若し運送貨の前拂に因り既に其運送貨の全部又は一部を受取つたときは之れを返還することを要するのである
- 三、併しながら運送品の性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によりて其滅失を來した場合にあつては此等の損害は荷送人の負擔すべきものであるから運送人は運送の結果がないにも拘はらず運送貨の全額を請求することができる
- 二、荷造人又は貨物引換證の所持人が運送人に對して運送の中止、運送品の返還、其他の處分を請求した場合に於て運送が半途に於て中止せられたときは運送人は既に爲したる
- 一、運送貨其の他の費用例へば關稅、倉敷料、保險料等は荷送人が支拂ふ義務を負ふものである然れども荷受人が運送品を受取つたときは荷受人も亦た之れを支拂ふ義務を負ふものである
- 従つて運送人は之等のものを請求する権利を有するのである
- 二、運送人は運送品の全部又は一部が不可抗力に因つて滅失したときは其運送貨を請求することを得ない若し運送貨の前拂に因り既に其運送貨の全部又は一部を受取つたときは之れを返還することを要するのである
- 併しながら運送品の性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によりて其滅失を來した場合にあつては此等の損害は荷送人の負擔すべきものであるから運送人は運送の結果がないにも拘はらず運送貨の全額を請求することができる
- 三、荷造人又は貨物引換證の所持人が運送人に對して運送の中止、運送品の返還、其他の處分を請求した場合に於て運送が半途に於て中止せられたときは運送人は既に爲したる

運送の割合に應じて運送貨を請求することができる

- 四、運送人は運送品を引渡す義務あると同時に之れを引渡すの権利がある
- 五、運送人は運送品に關して受取るべき運送貨立替金、其他の費用又は前貨に付てのみ運送品を留置することができる
- 六、運送人は運送貨及び附隨の費用に付て其手中に存する運送品の上に先取特權を有するから之れを賣却して其代價に付いて其優先權を行使することができる
- 七、數人相次で運送を爲す場合に於ては後者は前者に代つて其權利を行使するの義務を負ふものである此場合に於て後者が前者に辨濟をなしたるときは前者の權利を取得するものである
- 八、運送人の荷送人又は荷受人に對する債權は一年を経過すれば時効によつて消滅するものである

第二節 旅客運送

前節に於て説明するところは物品の運送であつて本節に規定するところは旅客の運送である而して旅客運送に付いても商行為の總則の規定及び運送に關する規定は特別の明文ない限り適用せらるゝものである



左に旅客運送に関する特別規定を説明しよう

- 一、旅客の運送人は自己又は其使用人が運送に關し注意を怠らなかつたことを證明しなければ旅客が運送のために受けた損害を賠償する責を免かれることを得ない而して賠償すべき額は裁判所に於て被害者及び其家族の状況を酌量するものである
- 二、旅客の運送人は旅客より引渡を受けた手荷物に付ては特に其運送賃を請求しないときでも物品の運送人と同一の責を負ふものである
- 物品運送人の責任は既に述べたところである諸子參照せられたし
- 三、手荷物か到達地に達したるより一週間に旅客が其引渡を請求しないときは運送人は之を供託し又は催告の後に於て之を競賣することができ而して其代價は之を供託しなければならぬけれども其全部又は一部を運送賃其他の費用に充當することができ旅客の住所若しくは居所の知れないとき又は損敗し易き物であるときは催告を爲さないで之を競賣することができる
- 四、旅客の運送人は旅客より引渡を受けない手荷物即ち旅客自ら携帶する手荷物に付ては其物に付き自己又は其使用人の過失ある場合を除く外其物の毀損滅失に關する賠償の責に任じないのである

### 第九章 寄託

#### 第一節 總則

##### 第一款 總論

第一、寄託とは他人の爲めに物品の保管を爲すべき契約を謂ふのである故に

- イ、寄託の目的物は物品である物とは動産不動産を指すものなる故従つて是等のものも又た寄託の目的物となるのである
- ロ、寄託を受けた者の負ふたる義務は物の保管である
- 保管は善良なる管理者の注意を以てしなければならない
- ハ、保管は返還の爲めである従ふて寄託を受けたものは物品返還の義務を負ふべきものである

第二、寄託を受けたる者を指して受寄託と謂ふ受寄託は報酬を受くるの権利及び費用の辨償を請求する権利を有する

第三、受寄者が契約に依り受寄物を消費することを得る場合がある之れを消費寄託と謂ふ

客の來集を目的とする場屋に於ける寄託

此の場合に於ては寄託を受けたる者と同一の品質及數量のものを返還しなければならない  
第二款 客の來集を目的とする場屋に於ける寄託

旅店、飲食店、浴場其他客の來集を目的とする場屋に於ける寄託は所謂營業的商行爲の一つであるから之れを業とするもの即ち其場屋の主人は一の商人である其營業所なる場屋は數多の客の出入群集するところであるから客より寄託を受けた物品に關しては其責任を重くする必要がある我商法の規定によれば

第一、旅店飲食店浴場其他客の來集を目的とする場屋の主人は客より寄託を受けた物品の滅失又は毀損に付き其不可抗力(天災事變等)に因りたることを證明しなければ損害賠償の責任を免かれることはできない

第二、客が特に寄託しない物品でも場屋中に携帯した物品が場屋の主人又は其使用人の不注意によつて滅失又は毀損したときは場屋の主人は損害賠償の責に任ずるものである

第三、此等場屋の主人は客の携帶品に付き責任を負はない旨を告示しても効力はない換言すれば責任を負ふべきものである

第四、貨幣、有價証券其他の高價品に付ては客が其種類及び價格を明告して之を場屋の主人に寄託したるにあらざれば其場屋の主人は其物品の滅失又は毀損に因つて生じた損害を賠償す

第五、場屋の主人が客の携帶品に付て負ふ責任は一年の時効によつて消滅するものである、

### 第二節 倉庫營業

倉庫營業の意義

第一、倉庫營業の意義

倉庫營業者とは他人のために物品を倉庫に保管するを業とするものを謂ふのである、

イ、保管すべき物は、

第一、物品即ち動産

第二、動物でない物

でなければならぬ、

ロ、倉庫に保管するものであるから多少長時間繼續して保管すべき寄託でなくてはならない

### 第二、倉庫証券

倉庫証券

倉庫証券とは貨物が倉庫營業者の手中に在る間に於て之れを利用するため寄託者の請求により倉庫營業者が發行する証券である而して倉庫証券とは左の二ヶの証券を包含するものである、

一、寄託物の預証券

二、質入証券

倉庫營業者は帳簿を備へ倉庫証券を發行したるときは之れに左の事項を記載しなければならぬ

- イ、受寄物の種類、品質、数量及び其荷造の種類個數、並に記號
  - ロ、寄托者の氏名又は商號
  - ハ、保管料
  - ニ、保管人期間を定めるときは其期間、
  - ホ、受寄物を保険に付したるときは保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は商號、
  - ヘ、證券の番號及び作成の年月日、
- 倉庫證券を發行したときは物に關する権利の行使は證券を以てなすべきものである、

倉庫營業者の義務

第三 倉庫營業者の義務

- 一、受寄物保管の義務、  
倉庫營業者は自己又は其使用人が受寄物の保管に關し注意を怠らなかつたことを證明しなければ其滅失又は毀損に付いて損害賠償の責を免かるゝことを得ない、  
保管の期間は當事者が其期間を定めなるときは當事者(倉庫營業者)の一方は已むことを得ない事由がある場合の外は受寄物入庫の日より六ヶ月を經過したる後でなければ受寄物の返還を爲すことを得ない、
- 二、返還の義務

倉庫營業者の權利

- 倉庫營業者は請求により受寄物の全部又は一部を返還する義務がある  
而して若し倉庫證券を交付した場合に於ては之れと引換でなければ返還の義務がない、
- 三、受寄物の點檢及び見本の抽出其他の處分をなさしむる義務、  
倉庫營業者は寄托者又は預證券の所持人の請求により寄托物の點檢及び見本の抽出又は寄托物の保存に必要な處分を爲さしむる義務がある

第四、倉庫營業者の權利、

- 一、倉庫營業者は報酬即ち保管料を請求することができる  
而して之れを請求するは受寄物の出庫のとき以後たることを要し一部出庫の場合には其割合に應じて之れを請求することができる
- 二、保険料、課税、賣却の費用等の立替金其他の費用を請求することができる、
- 三、倉庫營業者は以上に述べたところの各種の權利に關して留置及び先取特權を有する
- 四、寄托者又は預證券の所持人が寄托物を受取ることを拒み又は受取ることのできないときは倉庫營業者は第二百八十六條の規定により其物を供托し又は競賣することができる  
而して其競賣を爲したる場合に於ては競賣の代金は之れを供托することを要するけれども其全部又は一部を保管料立替金其他の費用に充當することができる

## 第十章 保 險

## 第一節 總 論

保險總論

保險は經濟上より觀察すれば一定の危険によりて生じたる損害を數多の人に分配する制度であつて經濟上之れを研究する餘地が甚だ多いのである而して損害とは通常財産上の利益を一定の事實の爲めに侵されたる情態であつて金錢に見積り得べきものであるけれども生命保險は財産上の利益を失ひたるに依り之れが損害を分配する觀念に伴はない故に生命保險は一般保險の理論を以て説明することは困難である而して保險の基礎は抑も如何と云ふに損害を分配するを以て目的とするが故に其損害は何に由つて生ずるか又た其範圍は如何なるべきや若しくは人々の割合に因つて消長すべきか等損害の統計を明確にし是れに由つて分配方法を定むるのである故に損害に關する諸般の統計は保險の基礎をなし數學は統計を精査するに必要缺く可らざるものである又生命保險にあつては一人の生命に關する統計を要するが故に醫學も又た必要である又火災保險にあつては家屋の構造、建物の材料の燃焼し易きや否やに因り損害を生ずべき程度が同じくないから此等を測定するためには建築學、化學等も必要である此の如く各種の保險に付て損害の生ずべき根本相同じからざるに因り保險の基礎は必しも盡く其軌を一にするものではない。

保險契約の意義

保險を法律上より觀察すれば一の契約である即ち雙方契約の一であつて其特質とするところは何になりやと云ふに當事者の一方が損害を填補し若しくは一定の金額の支拂を約し相手方は之れに對し一定の報酬を與ふることを約するものである是れ保險契約の他の契約と異なるところである以下保險契約の意義種類當事者等の概念を述べ次節に於て各種の保險を説明しよう

## 第一、保險契約の意義

保險契約の定義として最も適當なものを獨逸の碩學、エーレンベルヒ氏の下した定義とする曰く

保險契約は當事者の一方が有償にて偶然なる經濟的加害事實の發生したとき財産を供給せんことを約するところの獨立の契約である

と即ち

一、保險契約は一の獨立した契約である

故に今日に於ては主たる契約に附隨して存在するところに從ひる契約は決して保險契約として認むることはできないのである

二、當事者の一方即ち保險者は財産の供給を諾約するものである

此の供給は其類一定することあり又た一定しないことがある又た金錢なることあり其他

の物なることがある通例は金銭である

三、財産供給の諾約は有償でなくてはならぬ

有償とは相手方が反対給付をなすと云ふことである。賣買の例を以て云へば賣主は物品を引渡し買主は之れに對し代價を支拂と云ふのは即ち有償である

四、財産の供給は不確定な事實の發生した場合に於てのみ諾約せらるゝものである。

不確定なる事實とは其發生するや否若しくは何時發生するやが人の智識を以て知ることができないものを云ふ

五、保險契約に於て保險者の財産供給が條件とするところの事實は經濟上加害的のものでなくてはならぬ

蓋し事實の發生に付き何等の利害關係を有せないものをして保險契約上の權利を享有することを得せしむるときは保險契約は賭博と異なるところ無きに至るからである

### 第二、保險契約の種類

保險契約の種類  
營業保險  
相互保險

種々に之れを區別することができる

#### 第一、營業保險と相互保險

同じ種類の危險に遭遇する多數の人が社團の方法に依りて保險の目的を達する場合

に之れを相互保險と云ひ

社團の方法に依らず他に法律上給付を爲す責任を負擔する營業者即ち保險者があつて之れと多數人個々の間に契約を取結ぶことによりて保險の目的を達する場合に之れを營業保險と云ふのである

商法の規定するところは營業保險である

#### 第二、損害保險と生命保險

損害保險は財産上の損害に對する保險であつて法律上から之れを論ずれば生ずることあるべき損害の價額を填補するの目的を有するものである

生命保險は之に反し人の生死に備ふる保險であつて法律上から論ずれば豫め約定した金額を人の生存又は死亡の場合に拂渡す目的を有するものである

#### 第三、損害填補保險及び利害關係者の定額保險及び定額保險

損害填補保險とは約定せられたる事實の發生するに因りて保險者より給付を受くべきものは利害關係者たることを必要とするのみならず其給付金額は現に生じた損害を限度とするのである

利害關係者の定額保險とは保險者と被保險者との間に任意に金額を定め保險者は約

損害保險  
及補償  
保險及  
利益關係  
者の定額  
保險及び  
定額保險

損害保險  
と生命保險

定せられたる事實の發生した場合に此金額を利害關係者にのみ支拂ふべきものである

定額保險とは利害關係の有無と損害の程度の如何とを問はず苟くも約定せられた事實の發生した場合には保險者より必ず其金額を支拂ふべきものである

第四、陸上保險、海上保險

陸上の危險に對する保險を陸上保險と云ひ

海上の危險に對する保險を海上保險と云ふのである

第五、海上、火災、運送、家畜、電災、霜災、不作、洪水、水道、有價証券、信用、抵當同盟罷工、責任、生命、疾病、老廢、災害等の保險

第六、專業保險と準保險

第七、公保險及び私保險

第八、任意保險及び強制保險

任意保險とは保險契約の取結若しくは相互保險社團の設立又は加入に付き國家の強制を用ひない場合であつて私保險の多數は之れに屬す

強制保險は之れに反して保險契約の取結若しくは相互保險社團の設立又は加入に付

陸上保險  
海上保險

海上火災  
其他

專業保險  
公保險及  
私保險  
及任意保險  
強制保險

保險契約  
の沿革

保險契約  
の當事者

第三、保險契約の沿革

保險なる制度は古代及び中世の相互救濟團體より沿革し來り此の觀念は地中海の沿岸貿易に由つて發達した冒險貸借を動機とし一變して海上保險の制度となり主として營利保險の形式を備て居たが近世に至り一方には勞働問題の熾なるに伴ひ國家保險として勞働保險を生じ他方には營利保險の整頓した爲め相互救濟の主義に基く相互保險の進歩を促かし兩々相對して保險の組織を完成するに至つたものである

第四、保險契約の當事者

第一、保險者

保險契約は一種の獨立した契約であるから二方の當事者あることを必要とする其一方は保險者であつて他方は保險契約者である

保險契約は一個人に依つて爲すことを得ないものでなく又た孤立の契約も保險契約たるに妨げないけれども廣く世上に行はれ且つ經濟上に重視せらるゝところの者は一個人が經營するところの保險若しくは孤立の保險契約でなくして團體の方法によ

き國家の強制を存する場合であつて所謂勞働保險なるものは之れに屬するのを原則とする

り之を營業とする者である

一般に保險契約に付て曰ふときは商行為を爲し得る能力を有するものは總て保險者となることが出来る

我國に於ては保險事業は政府の免許を得なければ之れを營むことを得ない且つ之れを營むものは株式會社に限るのである

團體にて保險事業を營むものに二種類ある

イ、營利保險會社

營利保險會社とは保險契約の締結を營業とし之れによりて利益を得ることを目的とする商事會社である我商法に於ては此商事會社は株式會社に限るのである

ロ、相互保險會社

相互保險會社とは同一の危險により脅さるゝ所の數人が相集つまつて互に救助せんことを約する處の團體である此團體は別益を目的とするものでない従つて商事會社ではない

### 第二、保險契約者

保險契約に於て保險者に對するものは保險契約者である此者は保險者が約するところの危險負擔の義務に對し報酬の支拂を約するところのものである

### 第三、被保險者

保險契約に於て危險の擔保を得るもを被保險者と云ふのである

被保險者は保險契約者と同一人なることを普通とするけれども第三者の爲めに保險契約をなしたるときは如きは異なるものである

### 第五、保險契約の締結

保險契約の締結

保險契約は普通保險契約者より保險申込書を提出して保險者が無條件にて之れを受けたるとき締結せらるゝものであつて此保險申込書は保險者より保險契約者に交付し保險契約者は之れに相當の記入をなし署名をして更に保險者に交付すべきものである

此申込書に記載すべき事項は

一、保險せらるゝ目的及び利益

二、保險の種類及び存續期間

三、保險金額

四、危險の種類及び範圍に關する通知である

### 第六、保險契約の内容

保險契約の内容

● 商業概要

保険契約の内容として當事者間に合意せらるべき事項に要素と偶素との二ツがある要素とは契約の成立上必ず合意なるを要するところの事項を云々偶素とは原則として契約の成立上其事項に關する合意あるを必要としなけれども當事者が殊に之れを以て合意の目的となしたものを謂ふ

此の要素は保険契約の種類により異同があるから左に掲ぐるところの要件も必しも凡ての種類の種類に必要なるものではない或種類の保険契約は其中の一二のものを欠けても尙ほ有効に成立することができる

第一、危険

危険に關する合意は明示若しくは點示に加害事實を確定するによりて行はる火災保險に於ける火災は即ち危険である

第二、保險の目的

即ち加害事實が變動するところの物又は人を云ふのである

第三、利益

即ち保險せらるべき經濟上の利益を云ふのである

第四、保險期間

即ち損害事實が発生したときは保險者が賠償額を供給すべき責任を負ふところの期間を云ふ

第五、賠償額供給の種類及び範圍

第六、保險料

第七、保險契約の効力

有効に成立した保險契約は保險者の權利及び義務を發生するものである  
保險者の權利は保險契約者に對して反對給付を要求し或る場合に於て被保險者が被保險利益に關し有するところの權利又は第三者に對して有するところの損害要債權を取得するものである

保險者は又た被保險者に對して給付の義務を負担し其給付は多くの場合に於て明かに損害賠償の性質を有するけれども時としては損害賠償の性質を爲すことの明かでないものがある而して此保險者の義務は普通條件付であるけれども或種類の保險契約に於ては無條件であつて唯だ時期に於て不確定なることがある

第八、保險契約の消滅

保險契約は當事者の合意によつて消滅することは論を俟たない保險契約に特別な消滅方法



が二つある一は當然契約を消滅せしむるものであつて一は當事者の解除權の行使に依つて消滅するものである

第一、當然消滅する場合

一、被保險利益の消滅

二、危險の消滅

例へば海上保險に於て中途にて航海を止めたる時又は戰爭保險に於て交戰國間に平和條約締結せられたる時の如し

三、保險期間の經過

此の保險期間の經過には二つの場合がある一は無事に期間を經過した場合であつて一は危險の發生によつて期間經過した場合である第一の場合に保險契約の消滅するのは當然であるけれども第二の場合には一部の損害と全部の損害とによつて區別がある一部の損害の場合には保險は殘存するところの被保險利益に付き存續するけれども全部の損害の場合には直ちに消滅する蓋し被保險利益が消滅するからである

四、危險が保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由によつて著しく變更又は増

加したとき

五、保險の目的の讓渡のため著しく危險の變更又は増加を來したるとき

第二、解除權の行使による消滅

一、危險が保險契約者又は被保險者の責に歸す可らざる事由に由り著しく變更又は増加したるとき保險者は契約を解除することができる

二、保險者又は保險契約者が破産の宣告を受けたるとき

此場合に相手方は契約の解除をなすことができる

三、保險者の責任の初まる前に於て保險契約者が契約の全部又は一部を解除したる

とき

保險契約の消滅ではないが無効即ち初めより成立しない場合を便宜左に説明しよう

一、當事者の一方又は被保險者が危險の發生せざるべきこと又は既に發生したることを知つて居るとき

二、保險契約者が惡意又は重大な過失に因り重要な事實を告げず又は重要な事實を不正に不實のことを告げたる時但し保險者が其事實を知り又は知り得べかりしときは此の限りでない

保險事業の監督

第九、保險事業の監督

保險は多數人民の間に損害を負担するものであつて之れに對し利害關係を有するもの甚に多く且つ其事業は永遠を期するものである故に一度其事業の上に於て不正若しくは不注意の所爲あつたときは常に多數の被保險者をして損害を蒙らしむるのみでなく國家の經濟上にも少なからざる影響を及ぼすであらう  
今我國に於ける之れが監督の規定を見ん

第一、保險業の開始に關する規定

- 一、官許を要すること
  - 二、株式會社又は相互會社に限ること
  - 三、保險事業は他の事業と兼營することを得ない
- 第二、營業中に關する規定
- 一、責任準備金を設備すること
  - 二、責任準備金利用の方法を定めること

三、事業を公行すること

第三、事業廢止に關する規定

主務官廳は保險會社が其命令に違反したるときは免許を取消することができ免許を取消されたるときは會社は之れによつて解散す  
此外任意の解散及び合併の決議は主務官廳の認可を受けなければ其効がない

第二節 各論

第一、損害保險

一 損害保險契とは當事者の一方が偶然なる一定の事故に因つて生ずることあるべき損害を填補することを約し相手方が之れに其報酬を與ふることを約する契約である  
而して保險契約の目的は金錢に見積り得べきものに限るのである

第一、火災保險

火災に因つて生じた損害は其火災の原因如何を問はず之れを填補する責に任ずる保險である  
尤も其火災が戰爭其他の事變又は其物の性質瑕疵若しくは惡意等に出でたときは之より此限でない

火災保險

損害保險

第二、運送保険

運送保険は偶然の事故により貨物の運送に付き生ずる損害を填補する保険である。而して此保険には一方には運送中の旅客の生命保険を除外し他方には陸上保険と海上保険とを包含して居る。

第二、生命保険

生命保険は其發達の初期に當つては(一)は其亂用の甚しかりしと(二)は宗教上の反對理由がありし爲め之れを禁止したるが少なくはなかつたが今日に至つては各國皆短縮上重要な制度として直接間接に之れを保護するに至つた。

今商法の條文によつて生命保険の定義を下せば

生命保険契約は當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し一定の金額を支拂ふことを約し相手方が之れに其報酬を與ふることを約する契約である。

此保険契約も他の保険契約と定規を同ふするが左に特別規定を説明しよう

保險者は左の場合に於ては保險金額を支拂ふ責に任じないのである

- 一、被保險者が自殺、決闘、其他の犯罪又は死刑の執行によりて死亡したるとき
- 二、保險金額を受取るべき者が故意にて被保險者を死に致したるとき但し其者が保險金額

の一部を受取るべき場合に於ては保險者は其殘額を支拂ふ責を免かれることを得ない

(一)の場合に於ては保險者は被保險者のために積立てた金額を拂戻さなければならぬ。

第三編 手形法

論 緒

本論に入るに先ち少しく手形の如何なるものなるやを述べて置かう

第一、手形とは何ぞや

手形とは爲替手形、約束手形及び小切手の三種を包含するのである舊商法に於ては手形の内に小切手を包含しなかつたが吾新商法は其第四編に於て手形と名けたるのみならず第四三四條に於て小切手をも含むことを明言した蓋し英國主義を採用したものである

爲替手形とは發行者が或る人(一定したる)に宛て手形面に指定せられた人又は其人の指圖人(若しくは手形持參人)に手形面に記載する一定の金額を無條件にて支拂はれたしとの依頼を記して發行した証券である

其普通行はるゝ方式は次の如し

第 號

爲替手形

● 商業概要

一金壹万圓也

右金額明治三十八年十月廿七日丙殿又は同人指圖人（若くは此手形持參人）に此手形引換に御支拂可被下候也

年 月 日 市（町番地）

振出人 甲 某

市（町番地）

乙 某 殿

以上の方式に於て明かなるが如く爲替手形には主人の當事者がある甲、乙、丙である甲を振出人と云ひ乙を支拂人丙を受取人と云ふのである

支拂人とは振出人より支拂を依頼されたのみならず未だ自ら支拂の義務は負はないものである乍併引受をなすときは支拂の義務を負ふのである引受の尤も單純なる或は支拂人が其署名を手形面になすによつて成立する、引受によつて支拂義務を負担する支拂人を引受人と云ふのである

爲替手形は振出人に於て裏書を禁じない以上は受取人たる丙は裏書によつて之れを戊に譲渡することができる

裏書とは通常手形の裏書の受取人に於て譲渡の旨を記し署名するか又は單に署名のみをなして之れをなすことができる此の場合に裏書を爲したる丙を裏書人と云ひ裏書を受けた戊を被裏書人と云ふのである

戊は又た裏書によつて之れを他人に譲渡することができる如斯して手形は支拂に至る迄に數人の手に渡るのが常である而して裏書の前後によつて前者と後者との區別を生ず即ち第一の裏書人は第二の裏書人の前者であつて第三の裏書人は第二の裏書人の後者である而して手形の所持人に對しては振出人を初めとし各裏書人は皆前者である換言すれば所持人は最後の後者である

（裏書の方式）

表面の金額戊殿又は同人指圖人へ御支拂可被下候也

年月日 丙

振出人が最初に手形の所持人に手形金額を支拂ふべき者を記して振出人たるときは今述べた裏書を要しない、証券即ち手形を引渡すのみで完全に譲渡をなすことができる  
受取人たる丙が期限前に引受を求むるに當り若し支拂人が引受を肯せないときは丙は其旨を裏書人又は振出人に通知して支拂の擔保を求むることが出来る之れを擔保請求權と云ふ

● 商業概要

のである尤も此権利を行ふには引受拒絶の事實を証明する爲め拒絶証書を作成せなければならぬ此証書は公証人又は執達吏をして調製せしむべきものである。

期限に至り支拂人が支拂を拒絶したときは引受の場合と同じく拒絶証書を調製して裏書人又は引受人に對して手形金額の償還を求むることが出来る此の権利を償還請求權と云ふのである手形より生ずる債權が他の債權に比して大に優つて居る點は種々あるけれども此の償還請求をなし得ることは最も發明なものである。』

約束手形とは發行者が受取人に對して一定の金額を無條件にて支拂ふべき者を記載して發行する証券である

其普通行はる形狀は左の如し

第號

約束手形

一金額壹万圓也

右金額來る明治三十八年十一月二日

貴殿又は貴殿の指圖人へ此手形引換に無相違支拂可申也

年 月 日

市 (町村番地)

約束手形

振出人

甲

印

乙殿

前示の形式によつて見るも明かである約束手形には二人の當事者を要するのみである而して一を振出人と云ひ他を受取人と云ふのである

爲替手形には別に支拂人なるものがあるが反之約束手形にはない支拂ふべき人は振出人自身である而して振出人は初めより支拂の義務を負ふて居るから約束手形の振出人は支拂人であるのみならず又同時に引受人である

約束手形を讓渡す方法は爲替手形と異なるところはな

小切手は三人の當事者を要することは爲替手形と異なることはない小切手の振出人は通常銀行に當座預金の勘定を有するものであつて支拂人は其銀行である  
依例小切手の書式を示さう

小切手

一金壹千圓也

右此切手持參人に御支拂可被下候也

年月日

甲

印

●商業概要

小切手

乙銀行殿

吾商法は小切手の支拂人は必しも銀行でなくてもよいとした併し歐洲では法律の明文又は慣習によつて小切手の支拂人は銀行に限ると定められたものが多い  
小切手は必ず一覽拂たるべきものであつて他の二種の手形の如く支拂に期間を附することを得ない又た普通引受はしない支拂拒絶証書の作成を必要としない此等が小切手に特有な點である

手形の効用

第二

手形の効用

爲替手形は其初めは現金の授受に伴ふ不便と危険を避ける爲め之れを用ひたものである  
現今にあつても送金の具であることは昔時と異なることはない其他金融の方法即ち信用の機關として盛に行はれるに至つて生づ茲に送金の具として爲替手形を説明しよう  
茲に甲なる人東京に住し大阪の丙より一万圓の品物を買ひ其代金を支拂ふに現金の一万圓を大阪に送るには手形は日數を要するのみでなく盜難等の危険がある然るに茲に甲が大阪に壹万圓の物品を賣り未だ其代價を受取らないときは甲は乙に宛て丙に壹万圓を支拂ふべき旨を記載した爲替手形を認め之れを丙に送る丙は之れを受取り期限に至り乙の處に行き

一万圓を受取つて來る如此して東京大阪の間には一步も動かさないで一万圓の取引が兩方とも落着する

以上述べた如く甲乙丙の關係が都合よく落着することは實際罕であらうけれども銀行があつて取引者の間に立ち仲立を營んで居るから如何なる額面の取引でも結局は以上説明した如き方法で落着する管に大阪と東京間に於て然るのみでなく國と國との間の取引でも皆同一なる方法を以て爲替手形は利用せられる若し甲國と乙國との取引關係が手形で相殺し得ないときは其殘額は現金又は金銀塊を以て輸送せなければならぬけれども全體の取引高に比すれば極めて少額なるものである

以上の例は専ら金を送る目的で發行した手形であるか金錢融通の爲めに發行する爲替手形は現今銀行事業の發達と共に盛に行はれる

例へば前例に於て大阪に於て大阪の丙は東京の甲に一万圓の物品を送つたけれども其代金は荷物が東京に着して甲の振出した手形が東京より着した後でなければ現金を受るを得ない其間に一萬圓の資金を運轉することを得ない然るに之れを避けて直ちに現金を得る途がある丙は荷物を積出すや否や其船荷証券を船長より受取つて直ちに自己又は自己の指圖人に支拂ふべしと記した一万圓の手形を認めて船荷証券と共に兼て取引をした丁なる銀

行に至り割引を請求し現金を受取ることができ而して丁銀行は此の手形を東京の取引先の銀行か又は自己の支店に送り期限に至り一万圓を甲より受取り落着する甲も又た手形を支拂はなければ船荷証券を受取るを得ない此の証券がないときは船長より物品を受取ることができない故に手形を支拂ふ

約束手形は主として信用の機關として其効用をなすものである例令ば甲なる製造業者が乙より原料品を記入るゝに付き直ちに其代價を支拂はないで原料を製造し販賣したる迄支拂の延期を乞はんとする場合に約束手形を發行する、此の場合に乙が速時に現金を要するときは其手形を取引先の銀行に裏書して割引を乞ふことができる

小切手は専ら支拂の便利を助けるものである人々が自己の處に現金を貯へたるときは第一に盜難火災の難があり其他利息を生じない然るに銀行と當座勘定を開ひて其所持せる現金を盡く銀行に預け入れ必要なるときは銀行に宛てた小切手を以て之れを引出すことを得たならば手数を省き危険を免れ且つ利息を生ずるから非常に便利である之れ今日歐洲諸國米國等に於て小切手取引が盛に行はるゝ所以である

## 手形の沿革

## 第三、手形の沿革

手形の起源に付ては歐洲の學者中研究を怠らないけれども今日迄未だ確説がない支那に於

ては唐の世に飛金なるものがあり又た會錢なるもの行はれ又た交子なるものも行はれたことであるけれども今日の手形と同一のものであるや否やは頗る疑はしい吾國に於ては大阪に於て古來手形取引が行はれて居たことは人の知るところである當時にあつては現今の銀行たるべき兩替屋は其客より銀を預り置き客は之れに對して手形を發行し又た兩替屋は更らに親兩替なるものに預金をなして同一の手形を振出したものである又た大阪と江戸との間には盛に爲替手形を發行して正金の便をなしたのである乍併手形が今日の形に發達したのは維新後銀行制度の行はれし以來のことである

手形の行はれし以來正金を輸送するに代りに爲替手形を用ひて一時の支拂をなすには通例小切手に用ひ金融を圖る爲めには約束手形又は爲替手形を用ゆる如斯にして極めて僅かに取引を除く外現金の授受は殆んど其跡を絶つに至つた而して手形の支拂期前に現金を得ようとするものは其受取つた手形を携へて銀行に至り割引を請求して現金に代へることができ銀行も擔保貸付又は公債証券其他の証書類の賣買の外に手形の割引を以て其營業の主なるものとして居る

今日は外國貿易に於ては勿論内國取引に於ても手形の需用盛になり手形を以て一種の商品なりと見做し其需用と供給の理を講ずる經濟論は綿密なる研究課題となつた而して他の商

業上の取引と同じく手形の取引も又た或る一點に集まる傾きを持つて居る中世の末葉に於ては歐洲の手形市場は和蘭の「アムステルダム」であつたが現今に於ては其中心は倫敦である倫敦の手形交換所に於て一千八百九十八年の一年間に手形の交換高八百九億七千二百萬圓の縮高に昇つた

### 第一章 總則

#### 手形の性質

##### 第一、手形の性質

手形の性質を説明するに先ち手形なる文字の意義を一言する  
吾商法に於ては手形なる文字を有形の証書を意味するに用ひ或は其証書によりて代表せられる権利を意味するに用ひて居る手形を引受け又は之れを支拂ふ場合には権利を意味することは明かである併し引受を爲替手形に記載すべきときには証書を意味して居る其何れの意味を有して居るかは其文字の用ひられし注文に付きて一々之れを解釋するの外はない乍併手形なる文字は有形の証書を指さないで其権利を意味すべきものである  
而して以上如述二ヶの意味があるから茲に手形權なる詞を用ひて説明の明白を期しよう  
手形權とは金銭の支拂を以て主とする絶對債權であつて其成立に於ては一定の定式を具備する書面を要し通常は自由に流通するものである

今之等の特質を一々説明しよう

其一、手形は金銭支拂を目的とする債權である

手形は一定の金額の支拂を目的とするものであつて手形の授受は金銭其物の授受と同一ではない只金銭を請求する権利を興ふるものに止まる  
手形の目的は金銭に限る而して其金額は手形面に於て確定したるものでなくてはならない

其二、手形は流通する債權である

流通とは法曹上の語ではないけれども法理論に用ゆる語であつて民法上の債權の譲渡に要する形式を要しないで債權を譲渡することを指すのである

其三、手形は絶對的債權である

通常債權の成立には其原因がある又た之れを必要とする其理由は極めて明かである抑も人が他人に對して債務を負ふには其理由がなくてはならぬ或は買求めた品物の代價百圓を支拂ふとの債務もあるであらう或は雇傭契約の債務として百圓を支拂ふこともあらう要するに人は故なく百圓の金を支拂ふべきものではない此理を法網上原因と云ふのである



前例に於て百圓を支拂ふべしと主張する者は其理由を主張せんければならない若し其理全くないか又は不法であつたときは百圓の債権は法律上之れを認めないのが原則である然るに此の原因を要しない場合がある之れは法律の定められた形式に従ふて權利を設定したときである此の場合には法定の形式の存するのみで債権の存在は充分に証明せられて原因の有無を問はない如此債権を稱して絶対的債権と云ふのである手形権は即ち此の一である

此の手形に於ても實際其權利成立の原因はあるけれども法律は其成立原因を必要としないのである

其四、手形は要式の書面債権である

昔しは手形債務の成立に書面を要しなかつた然るに近世の法律は手形の權利と書面とは離るべからざるものとした

債務者は手形なる証券を呈示せられなければ其債務を辨済するに及ばない又た辨済することを得ない反之債権者は証券を呈示しなければ支拂を求むることを得ない故に近世の學者は手形を名けて受戻証券又は呈示証券と云つて居るのである

手形は成立に書面を要するのみでなく其書面を作成するに又た一定の形式を必要とするものである

するものである

法律は其書面の手形として有効なるに必要な事實を定めて居る之れを手形の要件と云ふのである

此の要件は爲替手形、約束手形、小切手に付て多少の差異があるけれども之れを欠くときは手形として無効なりとの點に付いては同一である

手形署名

第二、手形署名

手形上の債務を生ずべき行爲を稱して手形行爲と云ふのである手形行爲の有効なるには其行爲者の署名を必要とする之れは手形なるものは書面を要する法律行爲なりとの原則より來たものである

其一、手形署名の種類

イ、振出人の署名

ロ、裏書人の署名

ハ、支拂人の署名

支拂人なるものは初めより手形の債務者ではないけれども手形面に署名するときは主たる債務者となつて其後は引受人と稱せられる

ニ、保証人の署名

其二、署名効力の原則

手形の署名者は手形文言に従ひて責を負ふべきことは商法四三五條に規定して居る此の規定は二ヶのことを定めたのである

イ、署名者の負ふべき責任の範囲である

即ち手形署名者の義務は手形面に記載しある文言に限らるゝものである例へば手形面に支拂ふべき金額を千圓と記名したときは引受人の義務は千圓に限らるゝものである

ロ、署名者の義務が他の義務より嚴なること

手形にあつては手形署名者が債權者に對抗し得べき事項は手形の文言に限らるゝものである例令は手形の引受人は支拂に供すべき爲替資金が未だ到着しないことを理由として支拂を拒むことを得ない又た假令は引受人は或裏書人より支拂の猶豫を受けるも裏書人に對して猶豫を主張することができないが如きである

乍併手形文言記載以外の事項は如何なる場合にも對抗し能はぬと云ふのではな

左の場合に於ては例外として抗辯の事由となるのである

イ、手形面に記載した事由ではないけれども手形法に規定しある事由

一、手形行爲の要件を具備せずとの抗辯

二、手形上の權利を保包し若くは行使するに必要な行爲を盡さざりしこと

ロ、直接に手形上の請求をなすものに對抗し得べき事由

例へば甲が乙に丙に順位裏書を爲したる場合に丙は手形の代價を未だ乙に支拂はざりしに拘はらず支拂人が支拂を拒絶したるを以て乙に償還を求めたりとせば乙は丙に向て未だ手形裏書に對する代價を支拂はざりしことを抗辯とすることができる

第三、偽造の署名

偽造の署名

手形の文言を重する尤も著しい例は偽造變造の手形に於て之れを見ることが出来る

手形に署名したものは偽造又は變造した手形の文言に従ひ責任を負ふものである

偽造とは人を偽る目的にて手形に他人の名義で署名するものである例令は振出人の署名を偽造したる手形に裏書人として署名したるものは裏書人として責任は免かれることはできない又た更らに一例を上げれば乙銀行の名義を詐りて約束手形を振出したる甲なるものが其

手形を丙銀行に裏書して丙銀行は丁銀行に裏書した場合に其所持人たる丁銀行は乙銀行に請求したるも元より知らないことであるから支拂を拒絶した依つて丙銀行に償還を求め丙銀行は最初より有効なりし手形に裏書した場合と同しく償還の義務を盡さんければならぬ吾商法は署名の偽造の場合と手形の要部を變更したる場合即ち變造の場合と同一に見做して居る

變造手形に署名したるものも又た其文言に従ひ責任を負ふものである尤も疑はしいのは變造手形の署名者は變造前又は其後になしたるかとの問題である變造前に署名したものは自己の署名後の變造の爲め其義務を重くせらるゝ理由がない變造後に署名したるものに於て初めて其手形上の責任を負ふべきものである

然るに商法四三七條一項の解釋として變造手形に署名のあるものは其署名の存在せるこのことのみにより變造せられた手形の文言に従ひ責任を負ふべきものゝ如きである故に若し前掲問題を生じたときは自ら進んで自己は變造前に署名したことを證明せんければならぬ之れは頗る不當であるから變造手形面に署名を有するものは變造前に署名したものと法律は推定を下して居る

手形の時効

#### 第四、手形の時効

手形は數人の手に轉帳するものであるから其間に錯誤詐欺が行はれ易いのみでなく其義務たるや前にも述ぶるが如く甚だ嚴重であるから早く其關係を落着せしめ當事者を安心せしめなければ裏書するものも減じ手形が流通しないようになるであらう之れ手形に限つて一般の時効よりも期間を短くした所以である

##### 一、手形時効の時間

爲替手形の引受人又は約束手形の振出人に對する債權は三ヶ年所持人の其前者に對する償還請求權及裏書人の其前者に對する請求權は六ヶ月の短期時効によつて消滅するものである

##### 二、手形期間の起算點

###### 甲、支拂請求權の期間の起算點

満期日より起算するのである満期日とは手形義務の辨濟期限であつて其定め方は法律上一定して居る

- 一、確定せる日 例へば明治三十六年三月七日
- 二、日附後確定せる期間を経過したる日 例へば今日より六十日目と云ふが如し
- 三、一覽の日 例へば此手形御一覽次第又は呈示次第亦たは要求次第と認めたる

手形の如し

四、一覽後確定せる期間を経過せる日 例へば此の手形一覽の後六十日目に支拂ふと云ふが如し

乙、償還請求権の時効起算點

- 一、所持人の求償權 支拂拒絶證書作成のときより起算す
- 二、裏書人の求償權 償還をなしたる日より起算す

第二章 爲替手形

第一、爲替手形の記載事項

爲替手形を振出すに當り記載すべき事項は左の三となすことができる

- 其一、は其事項は記載しないときは手形の無効となること
  - 其二、其事を記載するときは振出人の自由であるけれども之れを記載するときは手形上の効力を生ずるもの
  - 其三、其事項を記載するも手形法上効力を有しない事項
- 其一に屬する事項を稱して手形の要件と云ふのである

(一) 手形の要件

爲替手形の記載事項

爲替手形振出の要件は

- 一、手形文言 爲替手形たることを示すべき文字を記載しなければならない
- 二、一定の金額
- 三、支拂人の氏名又は商號
- 四、受取人の氏名又は商號 受取人とは手形金額の支拂を受くべき人を云ふのである即ち手形面に指定せられた人である
- 金額三十圓以上であるときは受取人を指定しないで爲替手形を發行することができる
- 五、單純なる支拂の委託 手形の流通を虞り單純なる委託でなくてはならないとしたのである故に條件付の委託であるときは其手形は無効である
- 六、振出の年月日
- 七、満期日

満期日の如何なるものなるかは既に述べたところである  
若し爲替手形に満期日を記載しない場合は一覽の日を以て爲替手形の満期日とすと  
規定して居る

八、支拂地

支拂地の記載は確定したものでなくてはならない

併し町名番地等をも含むものではない東京市若しくは大阪市と記載すればよい

九、振出人の署名

(二) 要件以外の記載事項

其事項を記載しなくても別段に手形を無効としないものであつて若し之れを記載するとき  
は手形上の效力を生すべき事項がある手形の要用以外に手形上の效力を生すべき事項を手  
形に記載することを許すと否とは多少議論ある問題であるけれども元來手形なるものは流  
通を重んずべきものであるも元と通常の取引より生ずるものであるから紙幣の如く全く記  
載事項を制限することを得ない乍然限りなく之れを許しおくときは手形の流通を害するか  
ら吾商法は手形上の效力を生すべき事項を要件以外に記載することを許した併し其事項は  
法律を以て限定して居る

今此種の事項の主なるものを列挙しよう

イ、豫備支拂人

ロ、支拂の場所

ハ、支拂擔當者

ニ、手形の呈示期間

ホ、引受の爲めに呈示を要する文言

(三) 法律上效力を生ぜざる事項

其事項を記載するも手形は無効とならない代り別段手形上の效力も生じない事項であつて  
手形に記載するのを通例とする事項は次の如し

イ、原因に関する記載

ロ、資金に関する記載

ハ、所謂指圖文言

第二、裏書

(一) 裏書の性質

裏書は舊債権者を除き新債権者をして手形權利を取得せしむる法律行為である

故に裏書は所謂債権者の更改であつて民法上普通の譲渡ではない

(二) 通常裏書の方式

裏書を分つて通常裏書と白地裏書の二つとする先づ通常裏書を述べよう  
通常裏書に三つの条件がある

イ、被裏書人の氏名又は商號

ロ、裏書の年月日

ハ、裏書人の署名

裏書の方式は通常裏書の金額何某殿に御支拂可被下候也と記載してあるが必しも如斯文言を必要としない

此の文言を手形文言と云ふ

次に裏書の位置如何と云ふに通常は手形の裏面であるけれども表面にても勝手に書するも補箋に記するも敢て不可はないのである

(三) 白地裏書

白地裏書とは被裏書人の氏名を記入せざる裏書である

故に白地裏書によつて手形を譲渡したときは爾後其手形は引渡のみによりて之れを

他人に移轉することができる

(四) 裏書の効力

裏書は通常左の効力を生ずるものである

其一、移轉力

即ち手形權利を被裏書人に移轉せしむ

其二、擔保義務

裏書人をして其後者に對し手形の引受及び支拂の擔保義務を負はしめる

裏書は通例右の効力を生ずるものであるが其二の効力は必しも裏書に伴ふものではない其効力を生じない場合を挙げば

イ、無擔保裏書の場合

裏書人は手形の裏書をなすに當つて手形上の責任を負はないことを記載して擔保義務を免かれることができる

ロ、裏書人が裏書禁止の旨を附記したる場合

即ち商法の規定によれば裏書人が裏書をなすに當り爾後裏書を禁する旨を記載したるときは其裏書人は被裏書人の後者に對して手形上の責任を負ふことなし

と規定してある

而して裏書が効力を生ずる爲めには二條件を必要とする

第一、裏書の連続

手形の裏書人より所持人に至るまで裏書に間断なきことを要す

第二、被裏書人に手形取得の際に悪意又は重大の過失がないことを必要とする

(五) 變體裏書

第一、満期日後の裏書

支拂拒絶証書作成期間後になしたる裏書である

而して此の裏書は被裏書人をして裏書人の有せる権利のみを取得せしめ裏書人は全く手形上の責任を負はないものである

第二、代理裏書

代理裏書とは手形金額を取立つる委任をなす爲めにする裏書である

此の裏書は單に被裏書人をして裏書人に代つて手形権利を行はしむる効力を生ずるに過ぎないのである

第三、擔保裏書

手形の債權を他の債權の擔保として質入するためになす裏書であつて一種の權利質を成立せしむるものである

第三、戻り裏書

戻り裏書とは既に手形上の債務者たるものになす裏書を云ふのである

第三、引受

(一) 引受の爲めにする呈示

爲替手形の支拂人は引受によりて手形の主たる債務者となるのである而して此引受は手形が未だ受取人の手に渡らない前に振出人の請求に従つて支拂人が之れをなすことがあるけれど通例は受取人又は其後の手形所持人に於て支拂人に手形を示して引受を請求するのである此の請求を手形法論の言葉にて引受の爲めにする呈示と云ふのである  
吾商法は一二の例外を除く外引受自由の原則を採り所持人は何時にても爲替手形を支拂人に呈示し其引受を求むることを得と定めた

(ハ) 引受の方式

甲、通常引受の方式

要件二あり

一、引受の文言

如何なる文言を記載してもよいが通常は本文の金額支拂の義引受申候也と記して居る

二、支拂人の署名

引受は必ず原本に於て爲さなければならぬ裏書の如く謄本又は補箋にて引受くることを得ない

乙、署名のみの引受

支拂人は署名のみを以て引受をなすことがある蓋し支拂人は必要なくして其名前を手形に書くことはない故に其署名は引受の意思を表示したものと解釋するのは正當である

(三) 變體の引受

變體の引受とは振出人の記入した手形の文言と異なつた引受である即ち吾商法に單純ならざる引受と云ふものである例へば手形金額の一部に付て引受け又は満期日を延期して引受け又は支拂の場所を變更する引受の如きものである

變體引受の中に付て手形金額一部分の引受は商法上之れを認むるけれども其他の單純なら

ざる引受は引受の拒絶と見做すのである故に所持人は直ちに拒絶証書を作つて擔保を請求することができる然れども引受をなしたるものは其引受の文言に従て責を負ふものである

(四) 引受の性質並に効力

支拂人は只だ振出人より支拂を委托せられたものであるから手形債權者に對しては支拂人として記名せられた事實のみでは未だ何等の責任をも負擔しない引受と云ふ行爲を爲すによつて初めて所持人に對する義務が発生する之れ商法が支拂人は爲替手形の引受によつて満期日に於て其引受けたる金額を支拂ふ義務を負ふと規定した所以である

支拂人が一度引受をなしたる以上は善意にして且つ重大なる過失なき手形取得者に對しては絶對的に支拂の義務を負ふのである

其結果として生ずる重要な効力は

イ、引受人は振出人との關係如何に拘はらず所持人に對して責任を負ふのである

ロ、引受人は手形が偽造なる場合でも支拂の義務を負ふものである

ハ、引受人は曾に引受のために呈示した所持人に對してのみでなく其前者及び後者に對しても支拂の責任を負ふのである

引受は通常振出後になすものであるが時としては手形が未だ受取人の手に達しない



前に又は振出行爲其ものが完了前に引受をすることがある

此の第二の如き引受を白地引受と云ふのである而して此の引受方法は時としては擔保として之れを爲すことがある例へば引受人と受取人との取引から生ずる債權を取立つる爲めに受取人が其債權に相當する手形を振出して自己を振出人及び裏書人となして之れを割引する場合の如し又た所謂融通手形の場合に振出人兼受取人たる人に金融を興ふる爲めに白地引受をなすことがある此の場合には白地振出に於けるが如く白地引受のみでは實際其手形は効力を生じないけれども後に其手形に必要な事項を記載して振出人が署名をなし完全なる手形と爲したるときに引受も又た完全なる引受として効力を生ずるのである

支拂

第四、支拂

(一) 支拂の爲めの呈示

支拂の呈示に付て注意すべき規定左の如し

- イ、引受の爲めの呈示は所持人の自由にあることが原則であるけれども支拂の爲めの呈示は若し之れを正當の事期迄になすことを怠るときは償還請求權を失ふ
- ロ、支拂の爲めの呈示は引受の有無に拘はらず之れをなすべきものである

ハ、支拂の爲めの呈示は手形債務者を遲滞に付する原因である

ニ、正當の時期に支拂の爲めに手形を呈示するは償還請求權を保全するに必要な手續である引受人に對する支拂請求權を保全するには決して支拂の爲めの呈示を要しない併し之れに例外がある亦は支拂擔當者を明記した他地拂の手形の場合である

ホ、支拂の爲め呈示をなすべき場所に付ては手形篇に明文があつて通則として債務者の營業所に於てなすべきものである若し營業所のないときは其債務者の住所又は居所に於てなすべきものである尤も債務者の承諾あるときは此以外の場合に於てもなすことができる

(二) 支拂の時期

手形の辨濟をなすべき日は満期日である支拂は満期日に於て求むべきものであつて其前若しくは其以後に之れを求むるとも償還の要件たる呈示と云ふことを得ない故に満期日に於ける支拂の呈示は所持人の權利であつて同時に義務であると云ふことができる

支拂の爲め呈示すべき日は満期日に限らない拒絶証書作成の期間即ち満期日を合せて三日内に呈示せば償還請求權を保全するに有効なる呈示たることを得べしと云ふものがある予

は現行法の解釋としても支拂のための呈示は満期日に限るべきものと思ふ新商法四八七條一項には満期日に手形を呈示すべしとは明言しないけれども其反對に満期日又は其後二日以内に呈示すべしとも明言しない同條には支拂拒絶証書を作るべき法定の期間として満期日及び其後二日内と云ふのみである之れを以て直ちに支拂のためにする呈示も拒絶証書作成と同一の余裕を與ふべきものと解釋する必要はない

(三) 手形金額の供托

所持人が支拂を請求しないときは債務者は手形金額を供托することができる而して此供托は債務を免かれしむるの効力があるものである

(四) 支拂の當事者

手形金額の支拂は正當の手形債權者其人に對して之れをなすか又は正當の手形債權者より辨濟受領の權限を附與せられたものに對して之れをなさなければ債務者は其責任を免がれることのできないのを通則とする

手形にありても元より此の通則の適用を受くべきものであるけれども此の原則を嚴格に適用して支拂人に於て手形呈示人の果して手形面記載の所持人であるか又は正當の債權者であるか否やを調査する義務ありとしたならば手形支拂人たるものは一方に於て支拂のため

の呈示ありや否や猶豫なく之れに應ずべきや否やを決せんければならない而して他の一方に於ては呈示人の眞否又は其人の果して權利を有するや否やをも調査せんければならない之れは難きを人に責むるものである故に民法は指圖債權の債務者は其証書の所持人及び其署名捺印の眞偽を調査する義務なしと規定したのである

此の規定は適用に制限があるから之れを手形全體の應用することはできない

(一) 民法四七〇條は差圖債權と云へるを以て記名債權たる又は無記名債權たる手形には適用し難いようである

(二) 民法は所持人の眞偽及び所持人の署名捺印の眞偽を調査する義務がないと云ふけれども裏書人の裏書の眞偽を調査する義務あるや否不明である併無記名債權は動産と見做すから支拂人たるものに於て惡意なく若しくは重大なる過失がないときは其占有者を以て其の權利者と見做すことができる故に無記名証券の持參人に支拂へば其債務者は責を免かるゝものである猶ほ民法四八〇も七〇條に付て討究せられたい

(五) 支拂の目的

第一、手形債權は金錢支拂を目的とする即ち民法四〇二、四〇三條の適用を受くべきものである單に手形金額のみを言表はして別に支拂に用ゆべき貨幣の種類を限らないときは債務者は

其選擇に従ひ各種の通貨を以て辨濟をなすことができる乍併民法の意は如何なる種類の貨幣でも其貨幣に制限なく辨濟の用に供し得べしと云のである若し然らずとせば民法と貨幣法とは全く其規定を異にする結果所謂法貨の制度を滅却するに至らん(三十年法律十六貨幣法第一條參照) 故に民法に云ふところの各種の通貨とは法貨の種類を云ふものであつて決して貨幣其ものの種類を指すものでないを解釋せんければならない

第二、全部に對し引受をなしたるときと雖とも其一部に付き支拂をなすことができる債權者は全部引受せしことを理由として一部の受領を拒むことを得ない一部の支拂を許す理由は一部の支拂は全く前者に利ありて債權者に何等の害なく且つ手形の流通のためには一部の支拂を認むるを正當とするからである

(六) 支拂の體格

手形債務者は手形なる證書の交付を受けない間は支拂をなすことを要しない  
又た支拂をなしたるものは更らに手形其ものの引渡を求め得るのみでなく其手形に受取証の文言を記入せしめて署名せしむることができる

一部の支拂があつた場合には單に其手形を債務者に交付することができる然れども支拂をなしたるものには一部支拂の事實を証明すべき方法を與へんければならない故に此場合に

支拂の體格

支拂の擔保

第五、支拂の擔保

は所持人は手形を交付するに及ばないけれども其手形面に一部の支拂ありしことを記入し且つ其擔本を作つて之れを支拂をなしたるものに交付しなければならない

第一、引受の拒絶の場合に於ける支拂の保擔引受の拒絶あつた場合に直ちに償還の請求を

許す國がある英の如きは之れである吾商法は獨法に倣つて只擔保を求めしむるに止まる

又た擔保は必しも引受を拒絶せられた所持人のみがこれを請求し得るものではない所持人より擔保せられたるものは其前者に對して擔保を求むることができる之れ自分手形を支拂ひたるときは前者に對して其償還を請求し得べきものであつて此の權利を擔保するために擔保を請求する事ができる

擔保せらるべきものは

イ、手形金額

ロ、費用

である而して如何なる擔保を請求し得るやと云ふに商法は唯だ相當の擔保と規定して居る擔保の請求をなすには二の條件を必要とする

イ、引受拒絶証書の作成

引受拒絶証書は満期日迄に作成すれば可なり

ロ、擔保請求の通知

此の通知は所持人が擔保を請求せんとする義務者に對し發するものである  
其通知は遲滯なく發すればよい別に期限はない

擔保の効力 民法に據るべきであるが商法に特に規定してゐるのは

前者の一人が擔保を供したるときは其人の後者の全員は擔保を供する義務を免  
かれる單に義務を免かれるのみでなく後者は其擔保上に權利を有す

としてある

擔保の消滅 擔保は之れを要せし原因と同時に消滅する商法に特に掲げてある

消滅原因は次の如し

- 一、擔保を供したる後に支拂人若しくは第三者が單純の引受をなすとき
- 二、手形金額及び費用の支拂ありたるとき

第六、債還請求權

手形が支拂はれないときは所持人は債還請求權を行ふことができる又た債還請求を受たる  
裏書人は其前者に對して債還を求むることができる  
債還請求の要件は次の如し

- 一、支拂の爲めの呈示

- 二、拒絶證書の作成
- 三、償還請求の通知

償還請求の内容は左の金額より成立するのである

- 一、支拂わらざりし金額
- 二、満期日以後の法定利息
- 三、拒絶證書作成の手数料

手形の保

第七、手形の保証

手形の保証は通常の保証と異なる

主たる債務が無効なるときにも猶成立する之れは手形義務が獨立せる主義より來たものである

又た手形の保証をなしたるものは債務者と全く同一の責任を負ふ

保証は手形の本紙又は謄本又は補箋に於て爲さざるときは其効を生じない乍然其實質は署名のみで足る

加手形の参

第八、手形の参加

手形の参加とは支拂人以外のもの又は支拂人が支拂人たる資格に於てせずして手形を引受

け又は支拂ふことを云ふ

参加人たるものは手形に豫め指定せられた豫備支拂人たることあり又た然らざることがあ

る

(一)、豫備支拂人が参加をなすとき

豫備支拂人が引受をなし又は支拂をなさんと申出る場合は之れを拒むことを得ない

(二)、豫備支拂人以外のものが参加をなさんとするとき

此の場合には引受の申出に對しては所持人が之れを拒絶することができる然しながら支拂の申出に對しては之れを拒絶することを得ない

複本及謄本

第九、複本及謄本

複本を發行するは

第一、手形の喪失の場合に備へ

第二、所持人の便宜を圖るを目的とす

第三、或は第一、第二の、目的を併有することがある

複本は振出人の作るべきものであつて謄本の如く所持人が自由に作成し得べきものではない

複本の通数は通常二通であるけれども現行法の解釋としては幾通を請求しても所持人の自由であるようである其各通には番號を附するか又は其他の方法を以て複本たることを示さなければならぬ若し之れを示さなるときは其各通は獨立の手形として効力を有するに至る

支拂人は一通に對する支拂をなすべき義務がある乍併引受をなしたる場合には必ず引受を有する一通に對して支拂ふべきものである

贖本

贖本は所持人が自由に之れを作ることができ多くは引受を求むる爲めに原本を支拂人に送付し其歸つて來ない内に其手形を融通せんとする場合に贖本を作るのである

第三章 約束手形

約束手形

約束手形とは一定の時期及び一定の地に於て一定の金額を自ら他人に支拂ふことを約する要式的證券である

約束手形には爲替手形の規定が準用せられる

今其の約束手形が爲替手形と異なる點を畧述しよう

- (一) 其手形の種類を示すべき表題を異にす

- (二) 約束手形には支拂人なるものがないから之れを記載しない
- (三) 約束手形に於ては振出人自身に於て支拂を約するものであるから爲替手形に於けるが如く支拂の委托なるものはない
- (四) 爲替手形にあつては支拂地の記載を必要とするけれども約束手形に於ては支拂地を要件とせずして其支拂地に相當すべき振出地の記載を要件として居る

第四章 小切手

小切手

小切手も又た約束手形と同じく爲替手形の規定を準用せらるゝものであるから予が總論に於て述べる小切手の意義と爲替手形の説明とを参照して研究せられたい唯だ特に注意すべき一二の點を述べよう

- 一、小切手の振出人は自分を受取人と定むることができる
- 二、小切手は必ず一覽拂のものである
- 三、小切手の所持人は其日附から一週間内に小切手を呈示して其支拂を求むることを必要とする
- 四、小切手の所持人が其前者に對して償還の請求を爲すには支拂拒絶證書の作成に代へ支拂人をして其日附より一週間内に支拂拒絶の旨及び年月日を小切手に記載せしめ且つ之れ

五、小切手の振出人又は所持人が其表面に二條の平行線を描き其線内に銀行又は之れと同一の意義を有する文字を記載したるときは支拂人は銀行に對してのみ支拂をなすことができる之れを線引小切手と云ふ

#### 第四編 會社

##### 會社の小史

##### 第一、會社の小史

羅馬法に於ける「ソチエタス」は一の契約であつて數多の人其契約を爲せしときは各當事者は其の契約の目的たる事業より利益を分配し損失を分擔すると云ふの計算干係に過ない個人主義は羅馬法の重んずるところの主義であつて一個人は團體の下に服従すと云ふは羅馬人の最も嫌ふところである故に羅馬法に於ては所謂組合は契約關係である當事者間に存する債權債務の關係である或學者が羅馬法に於ては社員はあれども會社は無かりきと云ひしが如きは羅馬法の主義の眞想を穿つたものと云ふことができる

以上述べたるが如く羅馬法の「ソチエタス」は一種の契約關係に過ないから別に特別の機關を備へて法律上一體として存在しない第三者に對する關係に於ては社員個々別々の人であつたことは明かである故に今日の法典に於ける會社に付ては其對内干係に於ては羅馬法の

說に因ることができれども其第三者に對する關係に於ては全く之れに據ることを得ない

中古に至り商業の盛なるに従て資本と勞力とを利用せざる可らざるに至り同時に之を結び付け規模を大にすべき思想が必要上發達するに至り従て會社なるものが自ら其の機關を具へ自己の財産を以て社會に現出するに至つた

商法典の先鋒として最も緊要なものは千六百七十三年の「アルドナンス、デユ、コンメルス」である即ち佛國の商法であつて其後多少の修正があつたけれど現今佛法系に従ふところの法律は皆之れを基として居る

##### 會社の意義

##### 第二、會社の意義

會社とは商行爲を業とする目的を以て設立せられた社團法人である

##### (一)、會社は社團である

一定せる目的のために集合せる人の團體之れを社團と云ふ會社も又た一の社團である之れを組成するには二人以上の集合(社員集合)あることを必要とする乍去會社を組織するには幾干の人員を要するやは別個の問題として論ずべく我商法は株式會社に七名の人員を必要とし若し會社成立後其員數以下に社員を減じたときは會社は解散する

ものとした尙ほ會社は之れを組成するに一定の目的なることを必要とした  
其目的に付ては次の段に於て説明しよう

(二) 會社は社團法人である

自然人でなくして人格を有する者之れを法人と云ふ會社は總て法人なりや否やは異論  
のあるところであつて羅馬に於ては「ソチエタス」を以て契約と爲す我民法の組合に  
該當するところがある然して其契約は唯當事者が其共同の事業より生ずる利益を分配  
し損失を分擔する計算上の法律關係を生ずるに過ぎずとしたことは既に會社の小史に  
於て説明したところである近世の學說及立法例に於ては或は會社は總て契約關係たる  
に過ぎずとなすものあり會社は盡く法人なりとするものがある或る種類の會社は契約  
關係であつて他の種類の會社は法人なりとするものがある舊商法の如きは第七十三條  
に於て「會社は特立の財産を所有し又た獨立して權利を得義務を負ふ又た訴訟に付き  
原告又は被告と爲ることを得」と規定して總ての會社は法人なるが如く定められど  
も其第一百六條に於て「會社財産に屬する物は社員の債權者は其の債權の爲め之れを  
請求することを得ず」と規定したるより見れば最後の説に従ひたるものようである  
現行商法は絶對に總て 會社を以て法人と認め民法に所謂組合と區別した

(三) 會社は商行爲を業とする目的を以て設立せらる

社團法人には公益を目的とする者なり營利を目的とするものあり又營利を目的とする  
も商行爲を爲すを業とする目的を以て成立するものあり然らざるものがある會社は商  
行爲を業とする目的を以て設立せらるゝの點に於て他の社團法人と區別せらる故に縱  
令會社なる名稱を有するも必しも茲に所謂會社なる者ではないのである例之相互會社  
(保險業法二條)又は舊民法の民事會社の如き其適例である

會社の種

第三、會社の種類

會社の種別は觀察の地點を異にするに従て極めて多數である吾商法の上に於て認められ又  
た其會社の主要なる種別は其解釋上左の如くである

第一、合名會社

合名會社とは無限責任を負擔せる社員を以て組織せる會社である  
無限責任を負擔するは會社財産を以て會社の債務を完済することのできない場合に  
於て各社員連帶して其辨濟すべき義務あることを指す  
各社員が無限責任を負擔すと云ふは會社と其社員との財産は共通であつて分割なし  
との意味と了解してはならぬ蓋し合名會社も亦た會社として社團法人である特立の

合名會社



財産を有することは明かである

斯かる會社が何故に合名會社なる名稱を附したか沿革的説明の必要なるを見るのである蓋し歐洲諸國に於ては社員の名を其社名に加ふる慣習があつて現に佛國商法典の如きは合名會社なる名稱を採用し其第二十一條に於て社名は社員の名を以てすべきことを規定し吾舊商法も又た此主義に倣ひ其第七十五條に於て合名會社の社名には總社員又は其一人若くは數人の氏名を用ゆべきことを定めたけれども現行法は同條を削除してしまつたから今日に於ては合名なる名稱は全く有名無實の姿となつた

合資會社

第二、合資會社

合資會社は無限責任を負擔する社員と有限責任を負擔する社員とを以て組織せられた會社である

有限責任を負擔すとは會社の債務を辨濟することのできない場合に於て社員は定款により其出資として定めた額以外に於て辨濟の責に任ぜざること云ふのである故に合資會社は其一部は合名會社の如く人の信用に重くを置くと同時に他の一部は財産の團體たるのである

株式會社

第三、株式會社

有限責任社員は其財産の團結たる方面からの出資するものであるが故に其責任は前述如く出資の額に止り無限責任社員に比して甚だ輕少である

株式とは會社の資本を一定平等の割合に分つたものを指すのである  
前述の如く合名會社の組織は人に重くを置くの結果規模宏大なる事業に適はない合資組織の會社は前者に比ぶれば此意味に於て稍や進歩したものであるけれども未だ以て多くはない爰に於て株式會社の發生を必要とした蓋し株式組織の會社は前二者の如く人に重きを置かず唯特り其資本を基礎とし廣く世上に對して社員を募集し之れに應ずる社員は必しも永く社員たることを要しない各自の意思によつて其持分即ち株式を他人に譲渡すことを得るが故に巨額の資本を要する事業は概ね此組織の會社に依つて行はるゝに至つた佛國商法其他同法系の諸國に於ては従前の例に倣れ其商號を基礎として此種の會社には一定の條件を有することを要件となさなから之れを無名會社と謂ふと雖も吾新舊商法及び獨逸商法の如きは社員の權利を基礎とし

て之れを株式會社と稱へる

株式會社は合名合資の組織に次いで發達した即ち第十五世紀頃に於て發源し第十七世紀の頃に於て愈々其盛なるを見る其最もよき一例として學者は「ジュネーブ」銀行を指す或は然らん乍去其最も著しい發達を見たのは第十七世紀であつて和蘭の東印度會社を初めとして各種の會社が陸續として勃興した

株式合資會社

第四、株式合資會社

株式合資會社とは無限責任社員と株主とを以て組織せらるゝ會社である

詳説すれば一方に於ては一人又は數人の無限の責任を有する社員があり他方に於ては通常の合資會社の有限責任社員所持分たるべき部分を幾多の株式に分ち其株式により責任を負ふ株主がある

合資會社にあつては有限責任社員が其持分を讓渡するに付き無限責任社員會員の承諾を必要とする等一定の制限があるけれども株式合資會社にあつては株式會社の株主が自由に其株式を移轉し得ると同じく其株式を自由に移轉することができる又た株式會社にあつては會社を代表し又は其業務を執行するもの即ち取締役は會社の盛衰に關して左ほごに痛痒を感じない従ふて其事務を取扱ふ上に於ても熱心を欠き株

株式合資會社の設立

第四、株式合資會社の設立

株式合資會社の設立には左の三要件を必要とする

(一)、定款の作成

定款とは會社を成立せしむべき法律行為であつて書面を必要とする其書面に記載すべき事項は會社によつて異なるが之れを大別すれば絶對的必要事項と然らざるものとである

今左に合名會社の定款に記載すべき事項を掲げて見よう他の會社の定款に記載すべき事項は畧ぼ之れを以て推知することができるであらう

絶對的必要事項

(二)

設立の登記

- 一、目的
  - 二、商號
  - 三、社員の氏名、住所
  - 四、本店及び支店の所在地
  - 五、社員の出資の種類及び價格又は評價の標準
- 絶對的必要事項にあらざるもの

- 一、會社の業務を執行する社員の氏名
  - 二、會社を代表すべき社員の氏名
  - 三、會社の存立時期
  - 四、退社の事由
  - 五、持分の拂戻に關する事項
  - 六、解散の事由
  - 七、解散の場合に於ける會社會產の處分方法等
- 定款には合名會社に於ては各社員がしなければならぬ

設立の登記は第三者に對抗する要件である

登記すべき事項は各會社によつて異なるが試みに合名會社に關する登記事項を擧げよう

- 一、目的
  - 二、商號
  - 三、社員の氏名住所
  - 四、本店及び支店
  - 五、設立の年月日
  - 六、存在時期又は會社解散の事由を定めたときは其時期又は事由
  - 七、社員の出資の種類及び財産を出資とする其價格
  - 八、會社を代表すべき社員を定めたときは其氏名
- 次に設立登記をなしたときは如何なる効力が生ずるかと云ふに各會社共通の効力を擧れば
- 一、會社の設立を以て第三者に對抗することを得せしむ
  - 二、開業の準備に着手することを得せしむ

三、登記後一定の期間内に開業なすことを要す

(三) 設立の免許

會社の設立は公益に關係し國家經濟上に消長を及ぼすべきのみならず民人の利害にも關係するものであるから相當官廳の許可を受けなければならぬものである

會社が設立後公の秩序又は善良の風俗に反する行爲を爲したるときは裁判所は檢事の請求により又は其職權を以て其解散を命ずることが出来るものである

會社の消滅

第五、會社の消滅

會社の消滅とは會社に關する一切の法律上の關係の消滅を云ふのである故に會社の消滅は之れを會社の解散と區別せなければならぬ會社の解散とは會社の主觀的營業に關する關係の消滅を云ふのである

會社の客觀的營業に關する關係の消滅は清算の結了である

故に會社は解散及び清算によつて消滅するものである

甲、解散

總ての會社に共通なる解散事由を擧げよう

(一)、會社の意思より來る解散事由

イ、存立時期の満了其他定款に定めたる事由の發生

ロ、社員の同意

ハ、會社の合併

(二) 會社の意思以外の原因より來る解散事由

イ、會社の目的たる事業の成功又は其成効の不能

ロ、會社の破産

ハ、裁判所の命令

或る會社にのみ特別なる解散事由を擧げよう

甲、合名會社にのみ特別なる解散事由

イ、社員が一人となりたること

ロ、各社員の請求による裁判所の命令

乙、合資會社にのみ特別なる解散事由

イ、有限責任社員又は無限責任社員の缺乏

ロ、各社員の請求による裁判所の命令

丙、株式會社にのみ特別なる解散事由

イ、株主が七人以下に減すること

丁、株式合資会社にのみ特別なる解散事由

イ、無限責任社員が七人未滿となること

ロ、株主が缺乏するに至りたるるとき然れども各社員は會社の解散を裁判所に請求することを得ない

### 第五編 海商法

海商法は海運に關する規定である海運に關する規定は唯り海商法に止まらなければいけれども海商法を以て最も主要なるものとする

何故に海商法を研究せんければならぬかと云ふに海運は國家の盛衰に直接關係を有する必要な事業なるが爲めに外ならない

往時より海運の隆盛なる國は則ち富強の國であつて海運の消長が國力に影響を及ぼすの顯著なるは古來の歴史に徴しても知ることができ

古代は措きて論せず近世の始めに當り葡萄牙は西班牙の一隅に偏する小國なるに拘はらず盛に海運を營み富強を致した西班牙之に次で起り其海運の發達を計り遂に歐洲の覇權を握有するに至つた亞米利加大陸の發見は實に此時代のことに屬せるものである其後西班牙の海運が次第に衰ふる

や和蘭は海運事業を擴張し和蘭の船舶は殆んど世界各國に航海を爲さざるなきの有様となり一時其盛なりしや船數七萬艘を有して居たこの事である

和蘭は歐洲に在りて狭少の國に過ないけれども其船舶の航路は東は印度、支那、日本等に西は米國に及び盛大なる殖民地を有し他の強國を壓して居た

然るに第十七世紀の末より第十八世紀に至るの頃英國は漸く海運擴張の必要を感じ銳意力を盡し遂に和蘭の海運を破つて海上の覇權を占むるに至つた英國が現今富強宇内に冠たるは實に海陸發達の結果と云はなければならぬ海運が國勢の隆替に關係を有するや如此大である

翻つて吾國を見るに英國と其地勢を同ふして居る而かも今や日英同盟は發表せられた將來吾國をして益々隆盛ならしむるは海運の發展である従つて海商法の研究は日一日も其必要緊切なることを感するのである

予は今や商法第一編より述べ來つた海商法に至つた而して予が述べるところは題目自ら示すが如く概要であるから詳細の研究は他日を期して今は其主要なる點に付いて述べようと思ふ

#### 第一、船舶

吾商法によれば船舶とは商行爲をなす目的を以て航海の用に供するものを謂ふのである

故に海商法の適用を受くべき船舶は左の二條件を必要とする

船舶の分類

一、航海の用に供せらるゝものなること

航海の用に供せらるゝ船舶は總て海商法の適用を受くるものであるが例外がある即ち  
端舟其他櫓楫のみを以て運轉し又は主として櫓楫を以て運轉する船には海商法の規定  
を適用しないのである

二、商行為を爲す目的を有するものなること。

商行為の何たるやは既に述べたところである

海上に於ける商行為は運送業を主要なるものとする商行為を目的としない船舶は航海  
の用に供せらるゝものであるけれども海商法の規定を適用しないものである海軍所屬  
船舶の如き軍用に供せらるゝものは勿論學術研究又は娛樂の爲め使用せらるゝ船舶は  
海商法の適用を受けないのである

第二、船舶の分類

第一、實質上より分類すれば

一、材料に因る分類

イ、木船

ロ、鐵船

ハ、鋼船

ニ、鐵木皮船等

二、原動力に因る分類

イ、蒸氣船

ロ、風帆船

第二、使用上より分類すれば

一、航行區域に因る分類

イ、遠洋航船

ロ、近海航船

ハ、沿岸航船

二、使用の目的に因る分類

イ、運送船

ロ、漁業船

ハ、娛樂船

第三、船舶の性質

船舶の性質

船舶は之を法律上より觀察するときには特別の性質を有する動産なりと謂ふことができる  
左に船舶の性質に關し法律上に於ける特殊なる點を述べよう

第一、船舶は特殊の動産である

船舶が動産なることは現今各國の法制及び學說に於て一致するところである併しな  
がら船舶は普通の動産とは其趣を異にして居るから従つて皆國の法律に於ても特別  
の規定に依らしむる點が尠なくはない

我法制に依れば船舶は左に掲ぐる點に於て普通の動産と異なる規定の適用を受くべ  
きものである

- 一、一定の船舶は登記をなさなければならぬ但し例外として總噸數二十噸未満又石  
數二百石未満の船舶には之れを適用しない
- 二、登記したる船舶は抵當權の目的となすことはできざりけれども質權の目的と爲す  
ことを得ない
- 三、商船其他の船舶に對する強制執行は強制競賣に關する規定を適用する
- 四、船舶に關する先取特權は第三者に追及することができず
- 五、發航準備を終りたる船舶に對しては差押を爲すことを得ない

船舶は復雜  
體である

第二、船舶は復雜體である

船舶は種々なる部分より成立する今之れを法律上より研究すれば主物從物である

イ、船舶の主物

船舶の種類に因りて同一に論ずることを得ないけれども概して之れを云へば船  
體の主物たることは一點の疑を容れないところである

船體とは狭義に於ては龍骨外板を指稱し廣義に於ては龍骨外出は勿論其他橋、

索具、帆架等は併稱す

汽船に於ては機械も又た一の主物たることを失はない

ロ、船舶の從物

錨、錨鎖、船燈、概燈、測量機等は船舶の從物である

茲に議論あるは船舶に備る大砲火藥、食糧品等は從物であるか否かの點である  
予は或物件が船舶の從物なるや否やは其物件が船舶に常備せらるゝや否やに因  
りて區別するを尤も正常と信する尙商法は一の推定を下して船舶の屬具目録に  
記載したものは之れを從物として居る

第三、船舶は國籍を有する

船舶は國  
籍を有す

船舶は自然人と同じく国籍を有し一定の船籍港に於て登記及び登録を爲すべきものである

又た船舶には必ず名を附すべきものである

船舶の国籍に伴ふ特権は

一、国旗掲用の特権

国旗は船舶の国籍を表彰するものである

国際法の慣例によれば国旗は三様の結果を生ずる

イ、国旗は船舶の国籍を示し其船舶の正當のものなることを證明す

ロ、戦時に於て中立國の国旗を掲ぐるときは交戰國の捕獲を免がれる

ハ、船舶の過失は国旗の示す國の責任に歸することである

二、沿岸貿易並に不開港場寄港の特権之れは日本船舶の特権である併し外國船舶

も又た寄港する場合がある即ち

イ、法律又は條約に別段の定めあるとき

ロ、海難若しくは捕獲を避けんとするとき

ハ、主務大臣の特許を得たるとき

第四、船舶所有者

船舶所有者とは商行為を爲すの目的を以て航海の用に供する船舶を所爲するものである而して船舶所有者は自ら其船舶を利用する場合と他人をして之れを利用せしむる場合とがある即ち所有者と利用者とは必しも同一人となることを必要としない  
船舶所有者は如何なる行為に付て責任を負ふや、と云ふは自己の行為は勿論使用人の行為に付ても無限責任を負担するものである今左に使用人たる船長海員の行為に對し責任を負ふ場合を二つに分つて説明しよう

第一、代理行為より生ずる場合

船舶所有者が船長・海員の代理行為に對し責任を爲するには更らに其行為が委任代理に基く場合も法定代理に基く場合との區別がある

イ、委任代理に基き或行為を爲したるときは代理者たるものは船長なると海員なるとに論なく船舶所有者は普通代理法の原則に依り自己が之れをなしたると等しく無限責任を負ふべきものである

ロ、法定代理に基く行為は船長獨り之れをなし得るものである船長は法律の規定により船舶に關し代理權を有する此點に付ては他の船員と其性質を異にするところで



ある船長が法定代理権に基き爲したる行爲に付きては船舶所有者は責任を負ふのは勿論であるけれども其責任者たる特別の委任に基き爲したる場合は區別がある即ち我商法五四四條に規定するところであつて船舶所有者の責任は輕減せらるゝものである

第二、職務執行より生ずる場合

則ち船長海員が職務を執行する爲め第三者に損害を加へた場合に付ては船舶所有者が責任を爲するは明かである其責任は民法上の規定に因る使用者の責任より重いと云はなければならぬ

民法七一五條に因れば或事業のため他人を使用するものは被用者の選任及び其事業に付き第三者に加へたる損害を賠償するの責に任じないのである海商法に於ては然らず船長海員が職務を執行するに際し他人に損害を加へたる時は船舶所有者は其選任に注意したると其事業の監督に注意したると否とに拘はらず責任を負はなければならぬものである

船舶所有者は以上の如く重大なる責任を負ふものである

併しながら翻つて考ふるに船長海員は廣大なる代理權限を有するものであるから此等のも

職務執行より生ずる場合

のの責任を全然船舶所有者に負はしむる頗る酷であるのみならず又た之れが爲め海運の發達を阻害するものであるから法律は責任の輕減を認めたと即ち委附權なるもの之れである  
商法五四四條に船舶所有者は前述二様の場合に於て船舶、運送貨、損害賠償又は報酬の請求權を債權者に委附して責任を免るゝことを得るものと規定したのは予輩が茲に所謂委附權である

第五、船員

船員とは船舶に乗組み職務を執るものを謂ふのである別つて船長及海員の二つとする船長は船舶の指揮を掌り船内一切の事務を總括するものであつて海員は船長の指揮を受けて船舶の勞務に服するものである

甲、船長

我が現行法に於ては船長の免狀を別つて三種とする甲種船長、乙種船長、丙種船長是である各々法律の定むる航路、並に船舶の如何に應じて相當の船長を執ることを許さるゝものである其他船長免狀に非ざる免狀を有するものでも法律に定むる階級に従ひ船長の職を執ることができる

而して各船舶に如何なる船長を乗組ましむべきやは船舶職員法の定むるところである

船員

船長

一、船長の職務上の権限

船長は船舶に關し最も重要な責任を負ふて居るものである従つて船長をして十分に其職責を盡さしめんとするには其命令を執行するに必要な限權を與へんければならない

故に船長は海員を指揮監督し且つ船内に在る者に對し其職務を行ふに必要な命令を爲すことを得ることを定められたのである

二、船長の職務上の義務

船長は船舶に關する一切の事務を監督する責任を負ふものである  
今其義務の重要なものを列擧しよう

- イ、職務を行ふに注意の義務
- ロ、海員監督の義務
- ハ、代員選任に付ての責任
- ニ、航海準備の義務
- ホ、書類備置の義務
- ヘ、乗船の義務

乙、海員

- ト、發航及航海路を變更せざるの義務
- チ、積荷處分の義務

海員とは船舶の乗組員であつて船長を除きたるものを謂ふのである

海員には運轉士、機關長機關士、事務長、事務員、水夫、火夫、給仕船僕等を謂ふのである

一、海員の雇入

海員の雇入は船長の權限に屬するものである

元來海員なるものは船長の監督を受けて船務に従事するものであるから船長は其信用する人を以て乗組員を組織するの必要がある隨て海員の雇入は船籍港に於ても尙ほ船長の權限に屬するものとしたのである

二、海員の義務

海員は船長の指揮に従ひて勞務に服するものである海員は雇入れの手續が了つたときは船長の指定したる時期に船舶に乗組まなければならぬ  
船舶に乗込まれたる以上は船長の許可を得なければ船舶を去ることはできない

● 商業概要

三、海員の権利

海員は給料、食料を請求する権利がある場合に依り疾病に罹り或は傷痕を受けたときは治療及び看護入費用を請求することができる

本編を了はるに臨み一言すべきは物品運送及び海上保険の規定である此等に附ては海商此に特別なる規定が設けられてあるが之れを一々説明することは紙数に制限ある本書の許さ  
いとところであるのみならず亦た本書の目的ではない故に第二編商行為の章に於て説明し  
たところを参酌し諸子随意の研究に一任しようと思ふのである諸子幸に之れを諒せよ

商業概要 要完

大正二年一月十日再版印刷

大正二年一月二十日再版發行

商業概要

編輯者

大日本普通學講習會

不許

發行者

青木恒三郎

復製

印刷者

河上貞次郎

定價金四十錢

大正四年四月十日再版印刷

發行所

大正市東區博勞町心齋橋筋角  
振替貯金口座大阪貳貳〇番  
東京市日本橋區通一丁目角  
振替貯金口座東京貳貳八九番

嵩山堂

法律學士 德光好文先生講述

商業概要

開港以來僅かに四十有餘年... 郵稅四十五錢

商業講習會編纂

成功の實歴 商業百話

成功者の實歴と教訓を擧げて... 郵稅四十五錢

高山堂編纂

中等教育 商業學問答

商業學ニ關スル一切ノ事項... 郵稅四十五錢

大阪商船株式會社社長中橋徳郎君序文

海國百觀

洋裝美本全一冊 郵稅四十五錢

小磯小三郎先生講述

簿記學講義

簿記は學者を養成するの... 郵稅四十五錢

米國文學博士小川豐次郎先生閱

新式商業簿記

速成... 郵稅四十五錢

高等簿記 和田昌良先生著

實會社簿記學教科書

簿記學ノ世ニ必要ナル... 郵稅四十五錢

高山堂發行各種學校受験準備書

各專門大家講述

今泉定助先生講述 陸軍教授西村豐先生講述 橫山、小林兩文學士講述 理學士山上萬次郎先生講述 石川、渡邊兩先生合著 理學士大築佛郎先生講述 齋藤鹿三郎先生講述 三土忠造先生講述 文學士泉道雄先生講述 法學士近藤孝吉先生講述 農學士松波次郎先生講述 農學士山崎延吉先生講述

日本歷史講義 東洋歷史講義 世界地理講義 日本地理對話講義 萬國地理講義 教育學講義 倫理學講義 法學講義 農學講義 實養蠶製絲學講義 全一冊 郵稅四十五錢

農學士熊谷八十三先生講述 用實園藝栽培法講義 全二冊 郵正稅價四十五錢

安達誠之先生講述 水產學講義 全二冊 郵正稅價四十五錢

工學士生野團六先生講述 工業大講義 全二冊 郵正稅價四十五錢

法律學士德光好文先生講述 商業概要 全二冊 郵正稅價四十五錢

小磯小三郎先生講述 簿記學 全二冊 郵正稅價四十五錢

湯川巖先生著 珍數學公式大全附原理、計、算便覽 全二冊 郵正稅價四十五錢

中利通先生著 算數學理論新解 全一冊 郵正稅價四十五錢

嵩山堂編輯局 算術自 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士宮本久太郎先生講述 算術 全一冊 郵正稅價四十五錢

福原宅治先生著述 最新算術講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

同 新中學算術講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

師範教授關本幸太郎先生講述 代數學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士田中三四郎先生講述 新中學代數學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

福原宅治先生著述 新中學代數學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

福原宅治先生著述 新中學幾何學講義平面、立體 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士林茂增先生講述 幾何學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士篠原武先生講述 解折幾何學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士田中三四郎先生講述 三角法講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

藥師寺公平先生著 新中學三角法講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士篠原武先生講述 微分積分學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士林茂增先生講述 方程序論 全一冊 郵正稅價四十五錢

東京數理學會講述 測量術講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

工學士堀口勉一郎先生講述 實地測量術講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士吉田弟彥先生講述 博物學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

湯川巖先生著 珍理化學公式大全附理化學重要諸表 全一冊 郵正稅價四十五錢

關本幸太郎先生講述 理科講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士足立震太郎先生講述 物理學講義 全一冊 郵正稅價四十五錢

理學士佐藤多次郎先生講述 物理學實驗講義 全一冊 郵正稅價四十五錢



14  
644

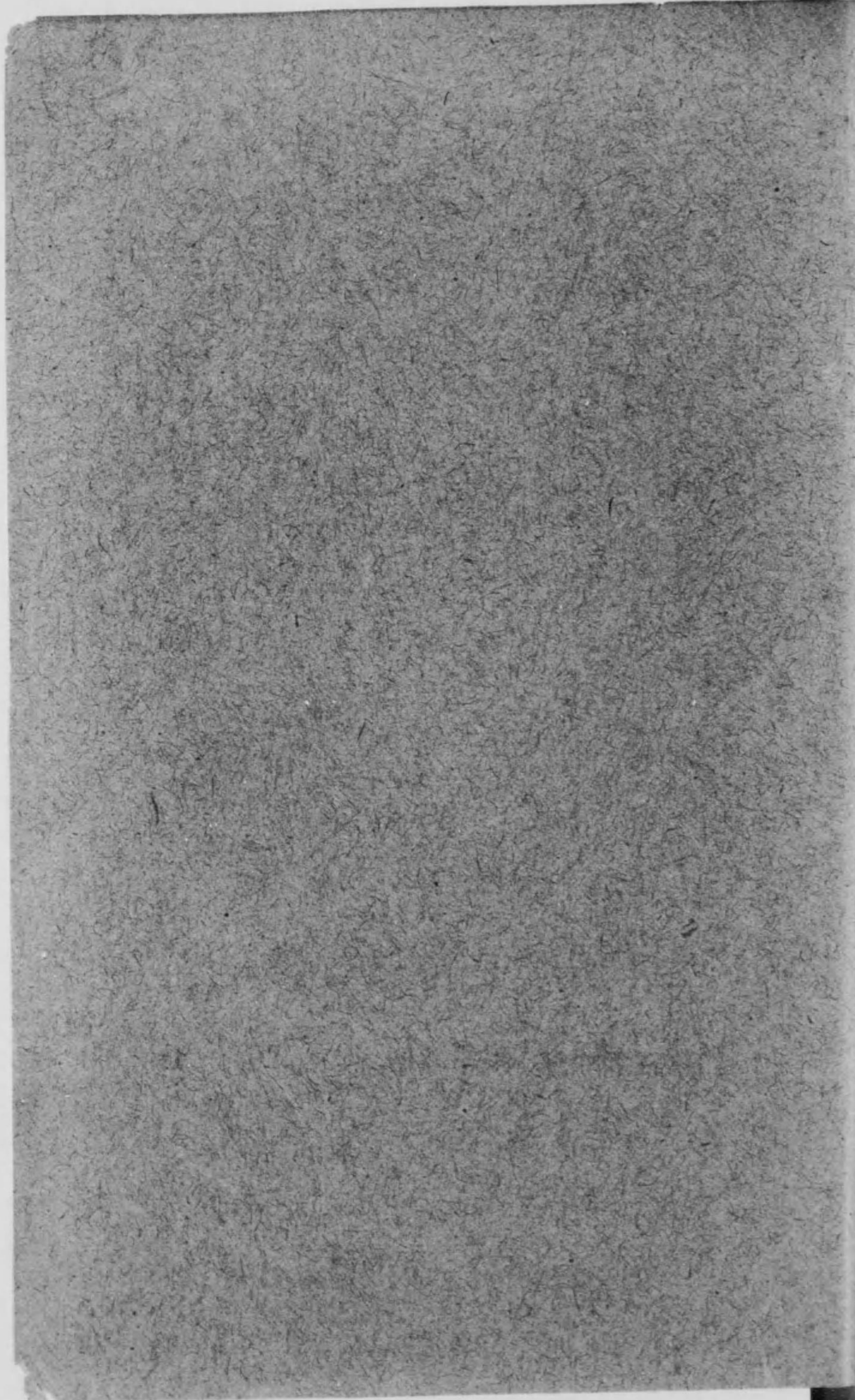
▲▲諸學科講習之資料▼▼

受驗新撰問答全書應用書  
 日本歷史問答 日本地理問答 世界歷史問答 世界地理問答 理化學問答 博物學問答 修身問答 農業問答 翰文問答 記事作文問答  
 (冊 壹 各)  
 錢二稅郵 錢八金價正付 = 冊一  
 錢十郵五八正・特・方求御時 = 冊十 全部  
 四稅錢十價・別・は の 購 に 一 一

學術應用問題義解 洋裝全一冊正  
 學術日新、事物旺運の今日凡百の學科皆捷徑に據らざる可からず  
 新撰問答全書の出版せらるゝ、又放なきにあらざるなり、本書は  
 前記諸學科を問答體に編纂せるものにして、答案正確新奇特諸  
 學科の講習資料として諸試驗問題の答案として學生諸兄の欠く可  
 からざる好伴侶なり

▲▲學生諸君机上之良師▼▼

井尾調太郎著 師範學受驗之葉 全一冊 正價二十八錢  
 奧中孝三著 校入學 全一冊 正價三十錢  
 大岳著 現代學 全一冊 正價三十錢  
 小峽著 青年成功策 附遊學手續 全一冊 正價二十錢  
 祖水著 學生之立志 全一冊 正價二十錢  
 散史著 立志要訣 全一冊 正價十八錢  
 柳洲著 日本新立志篇 全一冊 正價二十五錢  
 健助著 改訂臣民讀本 全一冊 正價二十五錢  
 川島著 中學作文參考書 全一冊 正價二十五錢  
 信義著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 嵩山堂 中學作文參事文 全一冊 正價二十五錢  
 渡貫著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 勇一著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 廣一著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 寅一著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 湯淺著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 觀明著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 宗內著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 靜所著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 五合著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 士合著 最新中學記事文 全一冊 正價二十五錢  
 島山健著 國語讀辭典 全一冊 正價八錢  
 宮協那著 漢文讀辭典 全一冊 正價八錢  
 片山寬合著 英語讀辭典 全一冊 正價八錢  
 外二名合著 英語讀辭典 全一冊 正價八錢



19



14  
644

終

